

第五十二回帝國議會
衆議院

朝鮮事業公債法改正法律案外二件委員會會議錄(速)第八回

會議

昭和二年二月二十三日(水曜日)午後一時四十一分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 牧山 耕藏君

理事 栗山 博君

理事 本田 義成君

理事 中山 貞雄君

紺野九右衛門君 高木 音藏君

古川 清君 秋田寅之介君

松山常次郎君 神村 吉郎君

佐藤 潤象君 中野 寅吉君

中馬 興丸君

同月二十二日委員小野重行君辭任ニ付其ノ補闕トシテ同日栗山博君ヲ議長ニ於テ選定セリ

同月二十二日理事小野重行君解任ニ付其ノ補闕トシテ栗山博君當選セリ

出席政府委員左ノ如シ

朝鮮總督府政務總監 湯淺 倉平君

朝鮮總督府財務局長 草間 秀雄君

朝鮮總督府鐵道局長 大村 卓一君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

平井光三郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
朝鮮事業公債法改正法律案(政府提出)

○牧山委員長 是ヨリ開會致シマス、御諮リスルコトガアリマス、理事ノ小野重行君ガ委員ヲ辭任サレマシタノデ、理事ノ補缺選舉ヲ行ヒタイト思ヒマスガ、其選舉ノ方法ニ付テ……

○古川委員 委員長一任御指名ヲ願ヒマス

「賛成」賛成ト呼フ者アリ

○牧山委員長 ソレデハ私ヨリ指名ヲ致シマス、栗山博君ヲ煩シタイト思ヒマス——尙ホ本案ノ審議上便利ダト思ヒマスカラ、過日來政府ヨリ提出サレマシタ參考書類中、私鐵買收豫定表、私鐵買收線改良費、朝鮮私設鐵道未成線期限表、新規計畫(完成後ニ於ケル朝鮮鐵道道別分布豫想表、朝鮮鐵道株式會社現在役員、朝鮮事業公債起債法定額改定調、朝鮮無煙炭株式會社ニ對スル保留炭田許可條件案、朝鮮鐵道會社大株主表、全北鐵道株式會社第貳拾五回營業報告書、昭和二年度以降新規計畫年度割改定額、昭和二年度以降建設改良費追加額年度割表、平元線建設工事費及開業豫定年割表、之ヲ委員會ノ會議録ニ掲載ヲ致シマス、是ヨリ質疑ヲ許シマス通告順ハ本田義成君デアリマスケレドモ、本日ハ御缺席デアリマスカラ、ドナタデモ宜シウゴザイマス——

——佐藤潤象君

○佐藤委員 先日政府委員ニ御尋ネ致シマシタコトニ付テ御答ガアリマシタガ、其事ニ付テ尙ホ一寸御尋ネシテ置キタイ、此買收後ノ私鐵建設ノ御見込ト云フノハ、先日ノ御答デアルト、大ニ樂觀サレテ居ルヤウデアリマスガ、樂觀サレテ居ルト云フノハ是迄トハ大ニ趣ヲ異ニシテ居ル、却テ是迄ヨリモ多過ギル位ノ助長ガ出來ルダラウト云フ御話デアリマシタガ、今回御提出デ私鐵ノ二百十哩買收シタダケデ、ソレモ五箇年ニ互フテ千七八百萬圓位ノ延長スル建設費ヲ得タバカリデハ、向後直チニ資金ノ流入ヲ容易ナラシムルト云フコトハ中々ムズカシイト考ヘテ居リマス、ドウシテモ此私鐵ノ助長ト云フモノハ、會社自體ガ、會社其モノノ力ニ依テ株ノ増資及ビ株ノ拂込ニ依ラナケレバ、ドウシテモイカナイモノダラウト思ヒマス、政府計畫ハ上院ノ建議ニ對セラレテハ、僅ニ三分ノ一強ニ過ギテ居ラヌト思ヒマスガ、之ヲ以テ大半朝鮮ヲ開發スル所ノ使命ヲ果サレタト云フコトハ、ドウモ一寸認メラレヌヤウニ考ヘマス、此缺陷ヲ補フ爲ニハ、私鐵ノ延長ニ依テ行カナケレバナラナイモノト思ヒマスカラ、一時ノ交付金ノ

付託議案

朝鮮事業公債法改正法律案(政府提出)
關東州事業公債法改正法律案(政府提出)
臺灣官設鐵道用品資金會計法改正法律案(政府提出)

千八百萬圓位ノ程度デハ、其以上ノ補助ニハナラナイモノト考ヘマス、私鐵ノ延長ヲ借入金又ハ社債ニ依ラシムルト云フコトハ、一時ノ便法デアツテ、拂込ニ依ラネバナラヌ譯デアル、然ルニ其拂込ニ依ラネバナラヌト云フノハ、此私鐵ヲ今日ノ狀況ハ先日モ申シマシタ通りニ、五十圓拂込ノ株式ガ四十一圓位ニシカナツテ居ラスノデアリマスカラ、尙ホ種々ナ關係上少ナク拂込シタモノハ、約十圓拂込シタ、六圓四十錢位ノ株式ニシカナツテ居ラスノデアリマス、ソレデ斯ウ云フヤウナコトデハ、中々拂込ヲ容易ナラシムルト云フコトハ、一寸ムズカシイダラウト考ヘマス、先日ノ御答ノ私鐵ノ助長ヲ望ム、彈力性ノアル補助法ノ改正ハ、補助金ノ制限ガ一箇年ニ四百五十萬圓超過ヲ來タスカラ、財政上ノ上カラムズカシイト云フ御答ノヤウデアリマシタガ、寧ろソレニ御附加ヘニナツテ、現今ノ八歩ヲ六歩位ニ引下ゲテ、二歩ヲ内地ノ補助法ノ如クシナケレバ、不可能デアルト云フ御答デアリマス、斯ウ云フ御趣旨デアツヤウデアリマスガ、ソレニ付テ尙ホ御尋ネヲ申シテ置カナケレバナラヌト思フノデアリマス、補助法ノ第五條ノ年額ノ増額ノ補助金ハ申上ゲルマ

デモナク、四百五十萬圓ニナツテ居リマ
スガ、是ハ第六條ニ依テ、毎年度ノ豫算
殘額ハ定時之ヲ翌年度ニ繰越サルコ
トニナツテ居ル、——繰越サレテ使用セ
ラルルコトニナツテ居ル、現ニ是マデ繰
越サレテ大正十四年度ノ豫算ニハ四百
萬圓計上サレテアリマス、前年度ノ繰
越金ガ二十四萬四千圓デ、決算額ハ三
百八十九萬千餘圓ニナツテ居ル、十五
年度ニハ四百三十萬圓ニ前年度ノ繰越金
三十五萬九千餘圓ヲ加ヘタナラバ、其
計ハ四百六十五萬九千餘圓デアリヤウ
デアリマス、是ハ如何デアリマスカ、一
寸私計算シタノデアリマスカラ、或ハ
間違ッテ居ルカモ知レマセヌ、又私鐵ノ
買収ニ依テ是マデノ補助金ノ成績ヲ計
算シテ見マス、昭和二年度ガ全南線
ヲ買収ニナル爲ニ、補助金ガ減ジマシ
タノガ十九萬千四百八十四萬圓バカリ
ニナリハセヌカト思ヒマス、三年度ハ
慶東線ヲ買収致シマス、之ノ補助金ガ五
十八萬二百七圓位ニナリハセヌカト思
フ、ソレカラ四年度ニ慶南線ヲ買収ニナ
リマス額ハ五十八萬千七百七十一圓ニナ
ルダラウ、五年度ニハ圖們ヲ買収ニナ
テ、此補助金ガ十萬三千七十五圓、之ヲ
合セマスト百四十二萬圓ノ補助金ガ出
ヤウニ考ヘマス、是ハ輕減セラレル
ノデアリマスケレドモ、是ハ又新線
ガ出マシテドシ建設スルト云フ
コトニナレバ、其金ハ使ハナケレバナ

ラヌト云フコトニナリマセウケレドモ
サウ買収シタダケ建設ハナイダラウト
思フソレデ此前モ屢申述べマシタ通り
ニ、會社ノ半期ノ二分ノ一デモ三分ノ
一デモ配當ニ加ヘ、例ヘバ五厘ノ補助
ヲ増シタト假定致シマス、十四年度ノ
補助決定額ハ三百八十九萬千四百九十
一圓ニナツテ居ルヤウデアリマスガ、平
均六分五厘ヲ補助シタモノト假定シマ
スト——六分五厘デナイカモ知レヌ、
六分五厘トシマシテモ、其五厘ノ差額
ト云フモノハ二十九萬九千三百四十三
圓九十二錢三厘ニナルカト思ヒマス、
十五年度ニ繰越サレタル三十五萬九千
七百七十圓ノ中デ出來ルコトニナルダ
ラウト思フ、殊ニ十四年度ニハ四百萬
圓ダケシカ御計上ニナツテ居ラヌヤウ
デアリマス、四百五十萬圓ノ制限額デ
アルノニ、四百萬圓シカ御計上ニナツ
テ居ラヌ、五十萬圓ハ控目トシテ、此制限
ヨリハ減ジテ居ルヤウニ考ヘマス、又
此社債借入金ノ低率ニナルヤウニスレ
バ、補助法ノ二條ノ減額モ亦アルコト
デアリマスカラ、決シテ補助額ヲ増サ
ヌノミナラズ、却ッテ斯ウ云フ事ニ彈力
性アル補助法ニ御改正ニナツタナラバ、
其方法ヲ御探リニナルト云フコトニス
レバ、補助額ヲ減ズル結果ニハナラヌ
カト考ヘルノデアリマスカラ、其點ヲ
御考慮願ッテ置ク譯デアリマス

○中野委員 私ハ極ク簡單明瞭ニ質問
致シマス、此線ヲ十二年掛ッテヤルト云
フ御計畫デアリマスガ、私ハ甲ノ線ヲ
一哩延シ、又乙ノ線ヲ一哩延シ、丙ノ線
ヲ一哩延スト云フヤウナ風ノ一哩トモ
限ラヌガ、斯ウ云フ虫ノ食ッタヤウニ、
彼方モ嚙ミ此方モ嚙ムト云フ計畫ト云
フモノハ、何處ニ利益ガアルカト云フ
コトヲ先ヅ伺ヒタイ、朝鮮全體ニ對シ、
總花主義ト云フコトハ、是ハ非常ニ悅
ブカモ知ラヌケレドモ、國家ノ上カラ
見レバ彼方モ嚙リ此方モ嚙ッタト云フ
ヤウナ計畫ハ私ハ效果ガ薄イモノト思
フ、何故ニ斯ノ如キ總花主義ノ御計畫
ヲ立テラレタノデアリマスカ、之ヲ一
ツ御伺ヒ致シタイト思ヒマス

○大村政府委員 中野サンノ御質問ハ
或意見ニ於テ非常ニ御尤デアリマス、
詰リ鐵道ヲ建設致シマスルノニ、往々
少シヅツ彼方モ少シ此方モ少シ、サウ
シテドノ鐵道モ詰リ鐵道タル使命ヲ全
クシナイト云フナラバ、サウ云フ方ミ
ニ少シ延バスト云フヤウナ鐵道ノ仕方
ハ甚ダ惡イト思ヒマス、不經濟ダト思
ヒマス、併シ今度計畫致シマシタ此五
線ハ、ソレゾレ非常ニ使命ヲ持ッテ居ル
ノデアリマス、ソレデ十哩或ハ二十哩、
三十哩ヲ延長致シマスレバ、ソレダケ
ノ效果ヲ發揮スルダケニ十分ナ鐵道ナ
ノデアリマス、故ニ今回撰定致シマシ
タ新計畫ノ五線ハ、決シテ今申上ゲタ
ヤウナ不經濟ニハ陷ラス積リデアリマ
ス

○中野委員 其ダ鐵道局長ノ御答ハ漠
然トシテ專門家デナイ私ナドニハ分ラ
ヌ點ガアリマスケレドモ、私ハ寧ロ今
支那トノ關係ニナツテ居ルヤウナ問題
モ澤山アリマスカラ、成ベク北ノ方ノ
鐵道ニ重キヲ置クト云フ意見ヲ持ッテ
居ルノデアリマス、併シ是ハ討論ノ際
ニ申上ゲマス、南朝鮮ハ恰モ自分ノ生
洲ニ取ッテ來テ入レタ鯉ヤ鮒ト同ジデ
アルカラ、何時料理スルノモ自由自在
デアリマス、然ルニ露領支那領ニ關ス
ル鐵道ト云フモノハ、何時支那ノ爲メ、
露西亞ノ爲メ、又英吉利ヤ亞米利加ノ
爲ニドウ云フ目ニ遭フカモ知レヌ、斯
ウ云フ計畫ヲ立テル時ハ、成ベク金ガ
自由自在ニ行キマスナラバ、總花主義ニ
シタイト思フケレドモ、甚ダ古イ諺デア
ルガ、二兎ヲ追フ者ハ一兎モ得ズト云
フコトモアリマスカラ、私ハ一線ニ對
シテ全力ヲ注グ、斯ウ云フ主義デ行キ
タイト思フノデゴザイマスガ、政府當
局ハ如何ナル御考ヲ有セラレルカ、此
點ヲ御伺ヒ致シマス

○大村政府委員 只今ノ御質問ノ趣旨
ハ當局ニ於テモ計畫上其方針デヤッテ
居ルノデアリマス、北韓ノ方ニアル圖
們江ニ沿フタル鐵道ハ最モ早ク之ヲ完
成セシムル積リデ計畫ヲ致シテ居リマ
ス、著手後約五年間デ之ヲ全部完成ス
ル積リデ居リマス、其點ハ今ノ御質問
ノ趣意ニ適ッタ仕事ヲシテ居ルト思ヒ
マス

○中野委員 總花主義ノコトニ付テハ

討論ノ時ニ申上ゲマス、ソレカラ此間

政務總監ノ御説明ニ産米増殖ノ計畫ト

相俟ッテ今回ノ御企テガアルト云フコ

トデアリマス、是ハ御尤ト思ヒマス、前

ノ總監下岡氏ガ心血ヲ瀝イテ産米増殖

ノコトヲ御心配ニナリ、ソレヲ奉ジ

テヤッタ所ノ局長課長ノ人ミモ非常ナ

御骨折デアルガ、私朝鮮ヲ視察スル

ニ昨年水害ニ依テ既ニ田ヤ畑ニナッテ

居ッタモノノ毀レタ部分ガ非常ニ多イ

ノデゴザイマス、然ルニ總督府ノ御方

針ハ或ハ干潟地ノ埋立或ハ草生地ノ開

墾ト云フコトニ重キヲ置カレテ、詰リ

進ムコトダケ考ヘテ、既ニ田ヤ畑ニナ

ツテ居ルモノノ荒廢スルヲ一向御構ヒ

ナイヤウニ見受ケタノデアリマス、之

ニ對シテ今年ハ如何ナル御方針ヲ採ラ

レルカ、唯ミ進ンデ開墾スル鐵道ヲ作ッ

テ、此處ニモ耕地ヲ計畫スル、彼處ニモ

斯ウ云フ企テヲスルト申シマシテモ、

既ニ出來上ッタモノヲ粗末ニスルヤウ

デハ新ニ開墾シテモ何ニモナラヌコト

ニナル、卑近ナ例ヲ云ヘバ、胎内ノ子供

ヲ大事ニシナケレバナラヌト婢ニ意見

シテモ、既ニ生レタ子供ヲ粗末ニスル

ヤウデハ、一家ノ繁榮ヲ圖ルコトハ出

來ナイト同ジク、下岡氏ノ産米増殖計

畫モ或ハ水泡ニ歸スルト思フ、御當局

ハ此點ニ付テ如何ナル御方針、如何ナ

ル御計畫ヲ御持チニナッテ居リマスカ、

特ニ湯淺政府委員 産米増殖計畫ガ主ト

シテ未開地開墾或ハ干潟地ノ干拓ト云

フコトヲ一部ノ目的トシテ居ルコトハ

申ス迄モアリマセヌガ、御尋ネノ如ク

既設ノ水田ガ水害ヲ受ケテ、ソレガ爲

ニ荒廢ニ歸スル、之ニ付テモ注意ヲ拂ハ

ナケレバナラヌコトハ勿論デアリマ

ス、而シテ之ニ付テハ必要ナル計畫方

法ヲ拵テ居ルノデアリマス、其一ツハ

治水計畫、沿線ノ既設ノ水田等ガ水害

ヲ受ケヌヤウニスルコト云フコトモ、一

ツノ目的トシタ計畫デアリマス、尙又

既設ノ水利組合等ニ對シ水害ノ復舊ニ

付テ相當ノ補助ヲ與ヘ、又低利資金ノ

融通等ニ付テモ、相當努力ヲ致シテ居

ルノデアリマス、全然既成ノ水田ノ荒

廢ニ歸スルノヲ其儘ニシテ置クト云フ

次第デハアリマセヌ、唯ミ治水計畫等

ニ致シテモ、總督府ノ財政ノ上カラ、内

地ノ治水計畫程充分ナ計畫ヲ樹テルコ

トガ出來ナイノハ、甚ダ遺憾トシテ居

ル次第デアリマス

○中野委員 朝鮮ノ山ハ一雨降レバ直

グ崩レテ、既墾地ノ荒廢ヲ來タス原因

ニナルノデアリマスガ、土砂扞止ノ爲

ニ全道ニ對シテドノ位ノ豫算ヲ計上シ

テ居リマスカ、之ヲ御尋ネ致シマス

○湯淺政府委員 山林荒廢ヲ防グ爲ニ

ハ、獨リ砂防ト云ハズ、有ユル山林保護

ノ防法ヲ講シテ居リマス、山林荒廢ノ

原因ノ一ハ御承知ノ通り火田民ニ依テ

山ヲ燒カレルト云フコトモ其一ツデア

スガ、或ル程度マデ火田民ヲ保護シテ、

同時ニ火田ト云フ風ヲ少ナクスルコト

ニ付テモ、相當ノ計畫ヲ致シテ居リマ

ス、ソレカラ御尋ネノ通り土砂ノ崩壞ヲ

防グ爲ニ砂防ノ施設ヲスルコトモ必要

デアリマス、之ニ付テハ來年度ニ於テ

要求シテ居ル額ハ七十萬圓、既定計畫

ノ總費額ハ九百三十萬圓デ、其内大正

十五年度迄ニ支出シタモノガ百七十萬

圓、昭和二年以降ニ支出スルモノガ七

百六十萬圓、是ダケ計畫致シテ居リマ

ス、此金額ハ固ヨリ充分デハアリマセ

ヌガ、總督府ノ財政上唯今ノ所此程度

ニ止メテ居ル次第デアリマス

○中野委員 私ハ消極政策ヲ奉ズル憲

政會ニ居ルカラ、消極的ト思ハレテハ

困リマスガ、ドウモ先キニ進ムバカリ

デ、守ル方針ガ非常ニ缺ケテ居ルヤウ

ニ思フ、昨年ノ水害ニ因ッテ荒サレタ田

畑ノ調ベガ分リマスナラバ、直ニ伺ヒ

タイ、今分ラナケレバ次ノ委員會マデ

ニ御示シテ願ヒタイ、私ハドウモ干潟

地ノ埋立トカ草生地ノ開墾ト云フヨリ

モ、出來上ッタ田畑ヲ粗末ニシナイト云

フコトガ非常ニ大事ト思フ、開墾ヤ埋

立ニ對シテハ色ミナ便利モ圖ッテ居ル

ヤウデアリマスガ、水害ノ爲ニ非常ニ

荒サレタ土地ノ回復ナドニ對シテハ、

比較的同情ヲ持ッテ居ラナイヤウナ點

モ見テ來タノデアリマス、ドウカ昨年

ノ被害ノ田、畑ニ付テノ御調べヲ御示

シ願ヒタイ、其表ヲ御示シ願ヘバ獨リ

私バカリデナク、此委員會ノ委員長ヲ

始メ總テノ人ガ、是ハ捨テ置カレナイ

ト云フ御考ガ必ズ付クモノト私ハ思ヒ

マス、此表ハ御提出願ハレマスカドウ

カ御伺ヒ致シマス

○湯淺政府委員 只今此處ニハ被害ノ

統計資料ハ持チ合セテ居リマセヌカ

ラ取調ベマシタ其上デ材料ヲ差上ゲマ

ス、今御質疑ノ中ニ被害地ヲ其儘ニ放

任シテ置クガ如キ御言葉ガアリマシタ

ガ、是ハ事實ト相違シテ居リマス、一應

辯明致シテ置キタイ、水害ニ付キマシ

テハ、復舊ニハ補助モ相當ニヤッテ居リ

マス、又低利資金ノ融通等ニ付キマシ

テモ、相當ノ事ヲ致シテ居リマス、水害

被害地ニ對シテ之ヲ唯ダ漫然放任シタ

儘デ、前ニノミ進ムト云フ譯デハアリ

マセヌ、ドウゾ誤解下サラヌヤウニ願

ヒタイ

○中野委員 今私が申述べタ水害復舊

ノ點ハ是ハ、私ノ意見モ相當アリマス

ガ、實ハ本田義成君ノ意見モ加ッテ居リ

マス、本田君ノ御覽ニナッタ所モ、中野

ノ見タ所モ同ジデアリマス、ドウモ海

岸地、干潟地ト云フヤウナ所ハ非常ニ

進ンデヤルケレドモ、出來上ッタ所ノ田

ヤ畑ハ之ヲ顧ミナイト云フ話デアル、

私ハ江原道其他ヲ見テ非常ニ難儀ヲシ

テ居ル狀態ヲ具ニ見テ來タト云フコト

ヲ本田君カラ聽イタコトガアリマス、

ガ符節ヲ合セタヤウニ合フノデアリマ
ス、ソレデ總督府ノ既墾地ニ對スル御
施設、將又未墾地ニ對スル御施設ガ分
リマセヌカラ、被害ノ調査書ヲ此次ノ委
員會迄ニ御示シテ願ヒタイ、ソレカラ
今湯淺總監カラ低利資金ヲ融通シテ便
宜ヲ圖ツテ居ルト云フ御話モアリマシ
タガ、被害地ニ對スル低利資金ハ何處
ト何處ヘ御ヤリニナツテ、ドノ程度マデ
救済サレタノカ、之モ御示シテ願ヘバ
洵ニ仕合デアリマス、是ダケハ私ノ希
望ヲ述ベタノデアリマスガ、モウ一ツ
私ハ内地トノ連絡ニ付テ御尋ネラシタ
イ、此間鐵道ノ問題ノ際ニモ、新潟ノ私
設鐵道ヲ買收シテ、アア云フ狭イ白山
浦ニ交通機關ヲ追込デシマウト云フ
意見デアッタカラ、私ハ大反對ラシタノ
デアリマス、マダソレハ決定シマセヌ、
ソレト同ジデ、朝鮮ハ朝鮮ダケノ豫算
ヲ出スト云フコトニアルガ、是ハドウ
モ寧ロ内地ノ忙ガシイ費用ヲ後廻ニシ
テ、朝鮮ダケノ事ヲアル必要ハナイ、私
ハ朝鮮ヲ開發スルト云フコトハ、内地
ト相俟タナケレバナラヌト思ヒマス、
デ日本海ノ連絡ヲ多年考ヘテ居ルモノ
デ、朝鮮總督府ハ此計畫ヲ立テテ、雄基
ナリ清津ナリ元山ナリヨリ、裏日本ノ
敦賀、七尾、伏木、新潟、船川等ニ對シテ
如何ニ將來ノ計畫ガアリマスカ、之ヲ
一ツ御尋ネ致シマス

ハ、現在デモ相當ノ補助ヲシテ居ル航
路ガアルノデアリマス、總督府カラ命
令シテ居リマス、航路ハ清津ヨリ敦賀
ニ向フモノ北海道ニ向フモノ、伏木、浦
沙ノ方トノ連絡ヲ取ツテ居リマスモノ、
又是ハ裏デハアリマセヌガ、雄基カラ
關門ノ方ヘノ命令航路モアリマス、其
他陸軍省ノ命令航路モアリマス、又内
地ノ地方廳、朝鮮ノ地方廳ニ於テ補助
ヲ與ヘテ居ル航路モアリマス、ソレカ
ラ又船會社自ラヤツテ居ル航路モアリ
マス、斯様ナ次第デ固ヨリ航海度數ノ
多イコトハ望マシイコトデアリマス
レドモ、是ハ矢張り其地方ノ經濟ノ發
達ガ伴ハナケレバ十分ナコトハ出來マ
セヌ、航海補助費等ニ付キマシテ、財政
ノ上カラ制限ヲ受ケル譯デアリマス
ラ、非常ニ突飛ナ計畫ヲ立テル譯ニハ
參リマセヌノデ、只今ノ所デハ先ヅ不
十分ナガラ一通リ航海ノ連絡ハ取レテ
居ルト考ヘテ居リマス

○中野委員 是ハ畢竟金ガ無イト云フ
所ニ歸著スルト考ヘマス、私ハ如何ニ
朝鮮ガ開發シテモ、内地トノ連絡ヲシナ
カッタナラバ、朝鮮ノミデハ駄目ダ、又
モット大キナ議論カラ云ヘバ、朝鮮ダケ
ハアツテモナクテモ宜イヤウナモノデ
アル、朝鮮ハ即チ滿蒙、露西亞ニ達スル
所ノ足溜リデアルカラ、其時分ノ足ノ
踏ミ所ガ軟カデアッタナラバ、足ガ灣ッ
テシマフト云フカラ、彼處ヲ固クシタ
イト云フノガ吾々日本人ノ考デアル、

所ガドウモ私ノ考デハ、金ガナイト云
フ御議論デアアルニモ拘ラズ、尙州金山
ヲ或ル富豪ニ遣ッテ見タリ、咸南道ノ或
ル金山ヲ富豪ニ遣ッテ見タリ、又平壤ノ
無煙炭ヲ或ル金持ニ遣ッテ見タリ、慶斗
ヲ付ケテ遣ッテ居ル、ソレヲ今度ハ朝鮮
人カラ見ルト云フト、内地ノ金持ヘダ
ケ満足ヲ與ヘテ、朝鮮人ニハ糟モ嘗メ
サセナイ、斯ウ云フヤウナ話デアリマ
ス、サウ云フ朝鮮固有ノ財産デアアル所
ノ金山ナリ、炭山ナリ、或ハ山林ナリヲ
相當ニ賣拂ッテ、サウシテ今仰シヤツタ
ヤウナ、此航路ノ擴張等ヲ爲サレル御
考ガアルヤ否ヤ、是モ一ツ御伺シテ置
ク次第デアリマス

○湯淺政府委員 御尋ネラ伺ッテ居リ
マス、朝鮮總督府ハ北朝鮮ト内地トノ
聯絡ニ就テ、何等施設ヲシテ居ナイカ
ノ如クニ聞エマスルガ、是ハ前ニ御尋
ネニ對シテ御答ヲ致シマシタヤウニ、
現在ノ程度ニ於テハ——現在ノ北朝鮮ノ
經濟狀態ノ上カラ申シマスレバ、相當
ノ航路ガアル、是ガ理想トシテ申上ゲ
マシタナラバ、マダ——澤山ニ航海度
數ヲ増スト云フコトガ望マシイコトデ
ハアリマセウガ、是ハ矢張り其地方ノ經
濟狀態ニ適應シタ程度ニ止メル外ナイ
ト、斯様ニ考ヘテ居ルト云フコトヲ御
答シタ次第デアリマス、全然ナイノデ
ハアリマセヌ、朝鮮總督府モ相當ナ命
令ヲシテ航海ヲサシテ居ル、其外陸軍
イノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒマ

ス

○中野委員 今ノ御答デアリマシタケ
レドモ、内地ノ鑛山ト朝鮮ノ遺リ方トハ
萬事違ッテ居ルト思ヒマス、然ラバ試ミ
ニ此處デ御伺シマス、尙州金山ナリ、又
咸鏡南道ノ金鑛ハ、松方氏ニロハデ御
渡シニナッテ以來、其御成績ハドウデア
リマスカ、之ヲ伺ヒタイ、金ガ一搔キモ
私ハ出マイト思フ、金ヲ出サヌケレバ
其山ヲ遣ッテモ山ニ値段ノ出ルマデ、ア
ノ金持ハ持ッテ居ル譯デアアルガ、ソレハ
ドウ云フ成績ヲ舉ゲラレマシタカ、ソ
レヲ一ツ伺ヒタイ

○湯淺政府委員 私ハ只今御尋ネノ事
ニ付キマシテハ大分前ノ事デアリマシ
テ、此事實ハ今詳細ニハ承知致シテ居
リマセヌ、若シ御必要トアリマスレバ
取調ベテ御答致シマスガ、一面朝鮮人
ヲ無視シテ居ルカノ如キ御話ガアリマ
シタケレドモ、ソレハサウデハアリマ
セヌ、非常ニ成功シテ居ル人ガ現ニア
ルノデアリマス、左様ナ事實ヲ閑却セ
ラレナイヤウニ希望致シマス

○中野委員 朝鮮人ヲ無視シテ居ルガ
如キ中野君ハ意見ヲ持ッテ居ルト云フ
御意見デアリマスガ、正シク私ハサウ思
フ點ガアル、別ノ問題デ申シマスガ、窒
素肥料ノ事ニ付テ、或ル金持ニ非常ナ
便利ヲ圖ラレテ、ソレガ爲ニ咸鏡南道
ノ道安里ト云フ一ツノ部落ハ没落シテ
居ル、サウシテ朝鮮總督府ノ許可ヲ得
ザルニ、其道安里ノ森林ヲ恣ニ濫伐ヲ

シテ居ル、サウ云フヤウナ事實ヲ認メ
ラレルカ認メラレナイカ、之ヲ一ツ御
伺シタイ

○湯淺政府委員 初メテ承ッタ事デ、私
ハ事實ヲ承知致シマセヌガ、特別ニ偏
頗ナ事ハ決シテ致シマセヌ積リデアリ
マス、左様御承知ヲ願ヒマス

○中野委員 然ラバ此窒素肥料會社ニ
或ル便宜ヲ與ヘ、道安里ト云フ一部落
ノ没落シテ居ルト云フコトヲ、今否認
サレルヤウデアリマスガ、此人ノ生活
ヲ脅カスト云フコトハ、非常ニ重大ナ
問題ト思フ、日本帝國ガ韓國ヲ併合シ
タト云フノハ、朝鮮人ヲ迫害スル意味
デ併合シタノデハナイ、何トカ彼等ニ
朝鮮ノ皇帝ニ成リ代ッテ、生活ノ安定ヲ
得セシメタイト云フ御詔勅モアル通り
デアリマス、此道安里ノ一部落ノ没落
ヲ分ラヌト云フヤウナコトデハ、ドウ
モ甚ダ心細イ政治ノ遺リ方ト私ハ思ヒ
マス、大至急取調ベ、サウシテ山林ノ濫
伐、道安里ノ里民ガ多數——是ハ千二
百人、是ガ糊口ニ迷ッテ居ルト云フ事實
ガアルカ無イカト云フコトヲ、此委員
會ニ政府ヨリ御返答アランコトヲ申上
ゲテ置キマス

○湯淺政府委員 エライ御話デアリマ
スガ、私ハ左様ナ事實ハ今御尋ネニ依テ
初メテ伺ッタ、私其事實ヲ否認モ致シマ
セヌシ、又肯定モ致シマセヌガ、唯初メ
テ伺ッテ事實ヲ承知致シテ居ラス、斯様
ニ御答致シタノデアリマス、ソレハ事

實ノ有無ハ取調ハ致シマスガ、只今御
話ノヤウニ千何百人ト云フ部落ガ没落
シタト云フ言葉ハ一寸私能ク分リマセ
ヌガ、生活ノ安定ヲ失ッタト云フ御趣旨
ノヤウニ承リマシタ、左様ナコトノア
ルベキ筈ハナイト考ヘテ居リマス、但
シ私ハ初耳デアリマスカラ調査ハ致シ
マス

○中野委員 私ハ甚ダ露骨デアアルガ、
朝鮮ノ新聞ニ私設鐵道買収案ガ移民關
係ニ何カ不純ナ點ガアッテ、ソレデ行惱
ンデ居ルト云フヤウナ記事ヲ見マシタ
ガ、之ニ對シテ總督府ハ御覽ニナッタカ、
未ダ御覽ニナラヌカ、ソレヲ承リタイ

○湯淺政府委員 只今ノ新聞ノ記事ハ
私ハ未ダ見マセヌデシタ、東京ノ新聞
ニモ過般何カ妙ナ記事ガ出テ居ッタヤ
ウデアリマスガ、其記事ガドンナ記事
デアッタカ、今確ニハッキリハ記憶致シ
マセヌ

○中野委員 二月十五日築地ノ錦水ニ
於テ飯田延太郎君、山道襄一君、戸澤民
十郎君ガ朝鮮ノ大官ト密會シタト云フ
コトヲ聞イテ居リマスガ、サウ云フコ
トガアルカドウカ

○湯淺政府委員 調査ラシナケレバ分
リマセヌケレドモ、私ノ想像ダケデ御
答シテハ甚ダ相濟ミマセヌガ、私ハ左
様ナ事ハ斷ジテナイト考ヘテ居リマ
ス、但シ其日デアリマシタカ日ヲ能ク
記憶シマセヌガ、私ハ朝鮮總督府ノ學
務局長、此人ハ朝鮮人デアリマス、其人

ガ御大喪ニ參列ノ爲ニ上京致シマシタ
ノデ、文部省ノ次官等ト引合セ旁招
待ヲ致シタコトガアリマス、但シ今御
尋ネノ人トハ何處デモ出會ヒモ致シマ
セヌシ何等關係ノナイコトデアリマ
ス、或ハソレト是トガ一緒ニナッタノデ
ハナイカト想像致シマス、私モ取調ベ
マセウケレドモ貴方ノ方モ能ク御精査
ヲ願ヒタイト存ジマス

○中野委員 然ラバ湯淺氏ノ仰セラレ
テ居ル場所ハ矢張築地ノ錦水デアリマ
スカ

○湯淺政府委員 御尋ネ通りノ場所デ
ゴザイマス

○中野委員 色々マダ材料モアリマス
ガ、平井君ノ方カラ急ガレルシ、本田君
モ何カアルト云フカラ、委員會ノ德義
ヲ重ジ、後ハ討論ノ時ニ致シマス

○平井光三郎君 先刻カラ色々中野君
カラ御尋ネガアッタヤウデアリマスガ、
委員長初メ各委員ノ御方ハ朝鮮ニ相當
理解ヲ持ッテ居ラルルト思ヒマス、中野
君ヨリ色々御質疑ガアリマシタガ、ソ
レトハ私ハ大分見ル所ヲ異ニ致シテ居
ルノデアリマス、ドウモ植民地ノコト
ハ利源ヲ開發スル上ニ於テ、ドウシテ
モ内地ノ資本ヲ輸入シテ開發ラシナケ
レバ、植民地ノ産業ト云フモノハ、發達
致サナイノデアリマス、デアアルカラ或
時ニ於テハ資本家ヲ誘致シテ、而シテ
總督府ガ之ニ對シテ便宜ヲ與ヘナケレ
バナラヌ、現今ノ内地ニ於テハ資本ヲ

投ズル途ガ幾ラデモアルノデアリマス、植民地ニ遙々參リマシテ、資本ヲ投下スル人ハ、殆ドナイダラウト考ヘル、此點カラ考ヘルト、資本家ヲ誘致スル爲ニ、總督府ガ便宜ヲ圖ルト云フコトハ、朝鮮産業開發ノ上ニ、最モ必要ナル手段デアルト考ヘテ居ル、唯モ動モスレバ植民地ニ資本ガ這入ル、而シテ總督府ガ多少ノ便宜ヲ與ヘルト、其裏面ニ於テ何カ醜穢ノ事實ガアルヤウニ考ヘラレルノデアリマスケレドモ、私ノ見ル所デハサウデナイ、過去ニ於テハ相當アツタカト存ジマス、彼ノ朝鮮ノ平壤ニ於ケル無煙炭ニ付テ新聞ニ某々資本家ニ大利權ヲ與ヘルヤウニ書カレテ居ッタヤウニ記憶致シマスガ、朝鮮ノ無煙炭ノ如キ總督府ガ殆ド利用ニ困ッテ居ルノデアアル、私共ニ只デアレヤルカラト言ッテモ引受ケラレナイ、結局私共ニハヤル力ガナイ、是ニ於テカ多數ノ資本家ヲ糾合シテ、總督府ノ方カラ之ヲ開發シテ吳レト言ッテ、話ヲ進メタト云フコトヲ知ッテ居リマス、資本家モ朝鮮開發ノ爲ニ多少ノ犠牲ハ拂フベキデアルト思ヒマスガ、斯ノ如キコトハ往々ニシテ誤解サレ易イノデアリマス、私ハ植民地ト事業關係ヲ能ク知ッテ居リマス、是ヨリ私ハ意見ヲ述ベ質問ヲ致シマシテ委員諸君ノ諒解ヲ得タイト思フノデアリマス、尤モ朝鮮總督府ニ於テ甚ダ宜シカラザル遣リ方デシタト云フコトデアレバ、吾々ハ與黨デア

リマスケレドモ、飽迄之ニ反對シナケレバナラヌノデアリマス、只今中野君ノ質疑ノ要項中ニモ多少のガ外レテ居ルモノガアルヤウニ思ヒマス、私トシテハ將來總督府ニ希望致シタイコトモアリマス(「餘計ナコトヲ言フナ」討論時ヤレト呼フ者アリ)結論ガ出ルカラ待ッテ戴キタイ、私ハ昨年朝鮮ノ水害觀察ヲ致シマシタ、中野君モ實見シテ御承知デアッタト思ヒマスガ、此朝鮮ニ於ケル水害ノ禍根ナルモノハ、過去數百年間朝鮮ノ山林ヲ濫伐シタ結果デアツテ、只今此出水ヲ防止スルコトハ中々容易カラヌコトデアルト考ヘルノデアリマス、其一例トシテ私ノ縣ハ滋賀縣デアリマスガ、過去千年以前即チ奈良朝及京都ノ平安當時ニ於テ、非常ニ土木工事ガ盛ニナツテ、濫伐致シマシタ結果、甲賀郡、栗田郡、此二郡ニ私共ノ幼時非常ニ出水シテ困ッタ、ソコデ縣當局ト郡民ガ協力シテ出水ノ防止ヲ講ジマシテ、爾來約三十年、其費シタ費用實ニ約五百萬圓ニ達シタノデアリマス、此莫大ノ治水費ヲ投ジテ漸ク今日此水害ヲ防止スルコトガ出來タノデアリマスカラ、朝鮮ノ如キ全道ニ亙ッテ濫伐シタコトガ原因トナツテ、今日年々歲々大水害ニ苦シメラレル、之ヲ根本的ニ恢復スルト云フコトハ、到底帝國ノ國力ヲ傾ケ盡シテモ容易ニ出來ルモノデハナイト思フノデアリマス、然ラバ朝鮮總督府ガ或ハ米穀ノ増産ヲ圖ラレル

ヤウナ趣旨カラ考ヘマスナラバ、一方ニ於テ治水計畫ヲ樹テ、又一方ニ於テ灌溉、干拓、是等ヲ獎勵セラレルト云フコトハ、私ハ當然ノコトデアラウト思ヒマスカラ、此點ニ於キマシテハ、私ハ中野サント多少其見解ヲ異ニ致シテ居ル、其他野口ナル人ガ——此日本窒素肥料ノコトデアリマスガ、只今大藏當局ハ又其方面ニ對シマシテモ、國際貸借ノ改善ヲ圖ルト云フ關係カラ、硫酸「アンモニヤ」ノ如キ英國カラ非常ニ輸入ガアル、朝鮮ノ如キ石灰石ガ無盡藏デアルカラ、大資本家ガ入ッテ、サウシテ窒素肥料ヲ作ルト云フコトハ、我國ノ對外貸借ノ關係ヲ改善スルト云フ上カラ言ッテモ必要デアアル、ソレガ或ル場合ニ於テ山ノ木ガ亂伐サレテ、千二百人ガ只今路頭ニ迷ッテ居ルト云フ御話ハ承ッテ居ラス、是等ノ資本家ハ或ハ其山ノ木ヲ買收シタカ、或ハ相當ノ値段ガ買取ッテ居ルカ知レマセヌガ、只今之ガ爲ニ路頭ニ迷ッテ居ルト云フコトハ私共聞イタコトガナイ、ソレカラ又朝鮮人ヲ苦シメルノデアルト云フヤウナ御議論モアリマシタガ、私ハ之ヲ認メマセヌ、是ニ於テ只今私共ハ斯ウ云フコトハ安心シテ居ル、朝鮮ニ色々ナ疑惑ヲ起スヤウナ説ガ色々アリマスガ、ドウモ朝鮮ニ行クト湯淺サンハ融通ガ利カヌト言ッテ評判ガ悪い、併シ其反面ニ於テハ非常ニ眞面目ナ方デアルト云フコトモ信ゼラレルカラ、朝鮮ノ爲ニ

ハ惡クナイト信ジテ居ル
○牧山委員長 成ベク私語ヲ禁ジマス
○平井光三郎君 私ノ質疑致シタイノハ、例ノ水利事業等ニ付キマシテハ、將來ハ一ツノ會社ニ對シテ特別ノ請負ヲサセテ、一ツノ會社ヲ保護スルト云フヤウナ方法デ御進ミニナルノデアアルカ、又朝鮮ニ於ケル山林ノ如キモ、多ク餘リ有力ナラザル人、將來ニ於テ植民計畫ノ能力ナキ人ガ此出願ヲ致シタ場合ニ於テ、色々ナ緣故トカ云フ關係デ以テ之ヲ御許ニナツテ居ル、今ハ知リマセヌガ、過去ニ於テハサウ云フ例ガアル、ソレハ將來ニ於テ嚴重ニ防止スルカドウカ、又内地ノ資本家ガ盛ニ事業ヲスル、其資本家ニ實力ノアル場合ニハ、之ニ對シテ極力便宜ヲ與ヘル積リデアリマスガ、又感鏡北道ヲ觀察致シマスルト、彼ノ方面ハ將來非常ニ開發シナケレバナラス、南鮮地方ハ日本ノ資本家ガ續々入ルガ、感鏡北道ハ内地デ考ヘマス、樺太北海道ノ如ク邊僻ナ地方ト思ハレテ居ル、此地方ニ於テハ總督府ハ將來ニ於テ一段ノ力ヲ入レラレテ、開發ニ努力ヲセラレナケレバナラスト思ヒマスガ、政府ニ於テハ此感鏡北道方面ニ付テハ、將來ドウ云フデニナルノデアアルカ、サウ云フ點ニ付テ御意見ヲ承リタイト思フノデアリマス
○湯淺政府委員 山林ノコトニ付キマ

シテハ、御尋ネノ中ニアリマシタヤウニ、今日マデ朝鮮ノ山林ト云フモノハ、非常ニ荒廢ニ歸セラレテ居ルコトハ、御承知ノ通りデアリマス、此山林荒廢ノ原因ハ火田モ其一ツデアリマス、ソレカラ燃料ノ爲ニ濫伐ヲシ、或ハ山ノ地表ヲ落葉ヲ掻イタリシテ、掻キムシルト云フコトモ其一ツデアリマス、ソレカラ更ニ濫葉樹ノ嫩芽ヲ摘取リマシテ、サウシテ肥料ニスルコトモ、山林荒廢ノ主タル原因ヲ爲シテ居リマス、之ニ加フルニ盆ヲ覆スガ如キ豪雨ガ一時ニ參ッテ、土砂ヲ流出セシメルト云フコトガ、原因ヲ爲シテ居リマス、其中漸次改善サレルモノト思ヒマス、是ハ矢張山林造植計畫ノ中含マレテ居リマスガ、朝鮮ノ農民ニ肥料ヲ使フコトノ便宜ヲ與ヘ、金融ヲ圖テヤルト云フコトノ爲ニ、濫葉樹ノ若芽ヲ取去ルト云フヤウナコトハ、段々ニ無クナツテ參イルデアラウト思ヒマス、是ハ南鮮ノ方面ニ於テハ、既ニ一般農民ガ肥料ヲ段々使フヤウニナツテ居リマス爲ニ、山林ノ濫伐ハ漸次改マリツアルト云フコトヲ承ツテ居リマス、ソレカラ火田民ニ付キマシテハ相當ノ整理ヲ計畫致シテ居ルコトハ、先程中野君ノ御尋ネニ御答ヲ致シマシタヤウナ次第デアリマス、唯燃料ノコトニ付キマシテハ、氣候ノ關係、朝鮮ノ人ノ永年ノ住居ノ様子カラ考ヘマシテ、急ニ改マルト云フコトハ、ムジカシイコトデアルト考ヘマス、

ソレカラ土砂ノ崩壞ニ付キマシテハ、先刻中野君ノ御尋ネニ御答致シマシタヤウニ、十分デハアリマセヌガ、砂防ノコトヲ年々ヤツテ參ッテ居リマスシ、又今後モ之ヲ繼續スル積リデアリマス、唯遺憾ナコトハ、十分ナ金ヲ之ニ投ズルコトハ出來ナイト云フコトデアリマス、之ニ對シテ一面ニ於キマシテハ、朝鮮總督府ハ造林ノコトニ付キマシテ、山林ヲ一定ノ料金ヲ以テ貸付ケル、サウシテソレガ或ル程度マデ成功ヲ致シマシタナラバ、讓與スルト云フ規定ヲ設ケテ、現ニ之ヲ實行致シテ居ルノデアリマス、是ハ國有林ノ中ノ不用山地ノ林野ニ對シテ、之ヲ行ツテ居ルノデアリマス、是ハ樹木ヲ植栽シマスノト、植栽ヲ致シマセヌデモ、天然ノ山野ナラバ天然生育ニ依テ造林ヲ致シテモ宜シイノデアリマス、天然生育ヲサセル爲ニモ、矢張山林ノ保護ヲ十分ニ致シマセヌケレバ出來ナイノデアリマスカラ、貸付造林ノ成功讓與ヲ受ケントスル者ハ、矢張相當ノ資本ヲ入レナケレバナラス、此分ニ付キマシテハ、只今御尋ネノ中ニアル手頃ノ面積デ、左程大キナ計畫デナクテモ、許可ヲスル積リデアルカト云フ御尋ネニ對シテハ、是ハ餘程考慮ヲ要スルコトデアルト考ヘマス、ソレハ何故デアルカト申シマス、山林ノ經營ハ矢張相當ノ面積ノモノデアリマセヌト、管理保護人ノ上ニ非常ナ費用ガ掛ルノデアリマス、廣大ナル面積ヲ持ッ

テモ、又小サナル面積ヲ持マシテモ、番人ヲ置キ、苗圃ヲ經營スルト云フヤウナコトニナリマス、小サナル面積デハ比較的ノ利益デアルト云フヤウナ事情ガアリマスノデ、此貸付造林ノ方ニ付キマシテハ、何レモ相當廣イ面積ニ就テ詮議ヲ致シテ居ル次第デアリマス、ソレカラ御尋ネノ中ニ内地ノ資本ヲ招來スルト云フヤウナ考ハナイカト云フ御趣旨モアツタヤウニ伺ヒマシタガ、之ニ付キマシテハ斯様ニ大體考ヘテ居リマス、朝鮮ノ人、内地ノ人、其間ニ何等差別ハ置キマセヌ、但シ或ル程度マデノ資本ヲ以テシナケレバ、到底開發ノ出來ナイヤウナ事業ガアリマス、先程カラ御尋ノ中ニモアリマシタヤウニ、大キナ發電ノ計畫ト云フヤウナモノニ付キマシテモ、少サナ資本デハ到底出來難イ、サウ云フヤウナ事柄ニ付キマシテハ、相當ノ資本ヲ有シタル者ガ來テ、他ノ人ガ實行シ得ナイ所ヲ行ヒ、サウシテ朝鮮ノ開發ヲスルト云フコトガ、朝鮮ノ人ノ爲ニモナリ、其地方ノ開發モ助ケル、サウ云フヤウナ事柄ニ付キマシテハ、資本ノ來ルト云フコトヲ希望致ス次第デアリマス、サリナガラ朝鮮人自ラモ爲シ得ルヤウナ仕事ヲ内地ノ人ガ入ッテ來テ、サウシテ朝鮮人ヲ壓迫スルト云フヤウナコトハ、是ハ努メテ避ケナケレバナラヌコトト考ヘマス、中野君ノ御言葉ノ中ニモアリマシタ如クニ、朝鮮人ヲ苦シメルト云フヤ

ウナコトハ、毛頭考ヘテ居リマセヌ、朝鮮併合ノ御趣旨カラ申シマシテモ、朝鮮人ニ對シテハ矢張十分ナ同情ヲ以テ臨マナケレバナラヌ、總督府ノ統治ノ方針モ絶エズ此點ニ付テ、注意ヲ怠ッテハ居ラヌ積リデアリマス、左様ナ次第デアリマシテ、大キナ資力ヲ以テシナケレバ開發ノ出來ナイト云フ場合ニハ、是ハ相當ナ資本ガ入ッテ來テ、其地方ノ開發ヲ爲スト云フコトニ付テハ、出來ルダケノ便宜ヲ圖ラナケレバナラヌト思ッテ居リマス、是ハ往々ニシテ誤解ヲ受ケマスケレドモ、朝鮮總督府ハ徒ニ財閥ニ偏シ之ヲ助ケルト云フヤウナ考ハ毛頭アリマセヌ、極メテ公明ナル考ヲ以テ臨ムノデアリマスガ、現在ノ社會狀態ニ於キマシテ大キナ資本ヲ以テシナケレバ到底實行ノ出來ナイ事實ガアリマスノデ、斯様ナモノハ資本ガ入ッテ來テ、其地方ノ開發セラレルト云フコトハ、是ハ單リ其地方ノミナラズ、内鮮兩方共ニ幸福ヲ増進スル所以デアル、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス、ソレカラ北鮮殊ニ咸鏡北海方面ノ開發ニ付テノ御尋ネデアッタカト思ヒマスガ、此方面ニ付キマシテハ、今回提案致シマシタ鐵道ノ新規計畫ト致シマシテモ、咸鏡北道ノ圖們江ニ沿フタ所ニ鐵道ノ新線ノ計畫ヲ致スト云フコトモ、此地方ノ開發ヲ援ケルコトニナル、殊ニアノ方面ニハ多クノ石炭ガ埋藏サレテ居リマシテ、石炭ノ採掘權ヲ有ッテ

居ル人モ十分ナ働キヲ爲シ得ナイ狀態ニアリマス、是等ノ開發ヲ助ケル上カラ申シマシテモ、或ハ此方面一體ニ多量ニ生産サレマス雜穀等ノ搬出ノ便宜ノ上カラ云ヒマシテモ、此交通機關ハ極メテ必要ナモノト考ヘマスノデ、是ハ急イデアル順序計畫ヲ樹テ居ル次第デアリマス、尙之ニ伴ヒマシテ港灣ノ施設等モ、矢張清津港ニ昨年御協賛ヲ受ケマシタ六百四十萬圓ト云フ工費ヲ之ニ充テテ、築港ヲ致スト云フヤウナコトニナツテ居ル次第デアリマスカラ、此方面ノ開發ニ對シテモ決シテ等閑ニ付シテ居ル次第デアリマセヌ、左様御承知ヲ願ヒマス

○牧山委員長 一寸平井君ニ御相談デスガ、今日各派ノ理事諸君トモ御相談シマシテ、今回デ委員會ハ八回デアリマス、ソレデ成ルベク今日デ朝鮮ノ質問ヲ終了シテ、出來ルナラバ臺灣ノ方ニ入りタイト思フノデアリマスカラ、成ルベク一ツ要旨ヲ御質問ニナツテ、又答ヘラレル方モ明確ナ御答辯ヲ願ヒタイ

○平井光三郎君 又或ル機會ガアルデセウカラ是デ質問ハ中止致シマス

○本田委員 既ニ終リニ臨ンデ居リマスガ、一寸伺ツテ置キタイト思ヒマス、或ハ重複スルカモ知ラスト思ヒマスガ、本案ヲ決メマス上ニ於テ重複スル所ガアツテモ簡單ニ御答ヲ願ヒタイト思ヒマス、今回ノ公債計畫ニ於ケル鐵

道ノ買収新線ノコトニ付キマシテハ、大體ニ於テ私共結構ト思フテ居リマスガ、此事ニ付テハ伺ツテ置カナケレバナラスト思フ、此案ヲ拜見シ、又審議調査シテ見マス、總督府ノ私設鐵道ノ買収ハ統計ト云フコトハ申サレテ居ルケレドモ、利益ノアル線ヲ買受ケルヤウナ傾向ガアリハセヌカ、元來朝鮮ノ地ニハ成ルベク澤山ノ鐵道ヲ敷設シテ産業ノ發達、國力ノ増進、種々ナ點ニ於テ御努力ヲ願ハナケレバナラスト思ヒマス、然ラバ此鐵道ヲ買収スルニ當ッテ補助金ヲ交付スル順序カラ致シマシテモ、成ルベク民間ノ困難ナル所ヲ買受ケテ、サウシテ交通ノ發達ヲ促進スルト云フコトガ、朝鮮開發ノ主義ニ適ッテ居ルノデナカラウカ、然ルニ先程平井君モ云ハレマシタ、又中野君モ云ハレマシタガ、此北韓ノ如キハ非常ニ不便ナ地デアルカラ、ドウシテモ之ヲ開發シナケレバナラヌ、朝鮮ニ於テハ平安北道ノ交通ヲ十分ニシナケレバナラヌト云フコトハ、吾々ノ觀察ノ上ニ於テ明カナ事實デアアル、然ルニ此方ノ買収及力ノ入レ方ガ少クハナカラウカ、斯ウ云フコトヲ伺ッタノデアリマス、ソコデ此利益ノアル線ノ買収ハシナクとも、此北韓ノ如キ困難ナル所ヲ先ニヤルト云フ事柄ガ、朝鮮開發ノ方ニ具合ガ善クハナカラウカ、此處ヲ一ツ伺ツテ見タイ、全南線ノ如キハ持ッテ居ッテモ利益ガアル、會社ガ買リタクナイ、斯ウ云フ

モノヲ線ノ系統トシテ買フト云フ、是ハ洵ニ善イコトデアルト思フ、善イコトデアルト思フケレドモ、ソレナラ北韓ノ如キハ非常ニ急ガナケレバナラヌ、非常ニ朝鮮ノ爲ニ利益ノアル所ヲ此私設鐵道ニ任シテ居ッテハ、遅々トシテ中容易ニ進マヌガ、斯ウ云フ所ヲ先ニ買収シテ、著々ト御進行ニナル事柄ガ、朝鮮ノ開發ニ餘程利益ニナルノデハナカラウカ、又御承知ノ如ク北韓地方ハ非常ニ土匪等ガ跋扈シテ、交通不便ノ爲ニ非常ニ困難ヲシテ居ル、ダカラ此處ヲ成ベク速ニ交通ヲ促進セシメタイ、サウ云フ事柄ニ付テモ便宜ナラシムルト云フ御意思ガアルカドウカト云フコトヲ一ツ伺ツテ置キタイノデアリマス、ソレカラ此江原道ハ朝鮮全道ノ中デハ一番大キイ道デアリマスルガ、先年私ガ先程中野サンノ御話ニナツタ通りニ、不幸ニシテ大水害ニ 遇致シマシテ、三十日間モ雨ガ降り續クト云フヤウナ狀態ニナリマシタノデアリマスカラ、其當時私ハ總督府ニ參リマシテ、元山ヨリ釜山ニ通行スル所ノ海岸線ガ是非必要ト思ハレル、ドウカ速成ヲ願ヒタイト云フコトニ向ッテ私ハ陳情シタ積リデアリマシタガ、幸ニ今回其線ノ出來マスルコトハ、私ハ大イニ多トシテ御稱讃ヲ申上ゲタイノデアリマスガ、サテ海岸線ハ洵ニ結構デアアルガ、此江原道ノ大原野、大山林ノ此江原道全道ノ中ノ如何ナル國道ニ面シマシテモ、

國道ニ橋ガ一本モアル所ガナイノデアリマス、是ハ先年私ハ總監ニ陳情ヲ悉ク致シマシタガ、江原道中ノ如何ナル國道ニ對シテモ橋ガ一本モナイ、御承知ノ如ク此圖面ニモ朝鮮ノ四分ノ一強アル所ノ江原道ニ橋ガ一本モナイ、如何ナル所ニモ水ガ出タナラバ、ソレッキリ最早交通途絶ニナツテ居ル、又京城カラ江原道中ニアル春川迄ノ間ハ、自動車ダナケレバ通ルコトガ出來ナイ、又橋ガ落チレバ自動車モ通レナイ、私ハ此江原道一道ノ一大發展ヲ爲サシメルニハ、ドウシテモ此京城カラ中央ヲ通ッテ、サウシテ此海岸線ノ、今回計畫ヲ爲サレマシタ所ニ一線引カナケレバ、江原道ノ開發ハ出來ナイト思フテ居リマス、豫算ノ都合モアリマセウガ、至急ニ此次年度位ニ此線ヲ御計畫ナサル御意思ガアルカナイカト云フコトヲ一ツ伺ツテ置キタイ、ソレカラ先ニ私ノ質問ニ續キマシテ、韓北線カラ黃海線、之ニ連絡スル所ノ線路デゴザイマス、是ハ是非共朝鮮開發ノ上ニ於テ是非促進ヲシテ戴カナケレバナラヌト私ハ信ズルノデアリマス、是ハ産業ノ發達及國防ノ充實ノ上ニ非常ニ朝鮮ニ有益ニナルト思ヒマス、或ハ此方向ニ向ッテ促進ノ御計畫ガアルカ否ヤト云フコトヲ伺ッテ、ソレカラ又續イテ質問致シタイト思ヒマス

○湯淺政府委員 御尋ネノ第一點ハ、利益アル鐵道線路ヲ先ニ買収スルト云

○湯淺政府委員 御尋ネノ第一點ハ、利益アル鐵道線路ヲ先ニ買収スルト云

フコトハ、適當デナイデハナイカト云フ御趣旨ノヤウデアリマシタ、今同私設鐵道五線ヲ買收致スコトニ付キマシテノ必要理由等ニ付キマシテハ、過日來段々ト御答ヲ致シテ居リマスガ、此中ノ多クノ線ハ、是ハ皆國有線ノ間ニ同存スルコトニナリマスルノデ、之ヲ買收シ、統一シ、軌幅ノ違フテ居ルモノハ、軌幅ヲ同ジヤウニスルト云フコトガ、管理經營ノ上ニモ極メテ必要デアルト云フコトガ、其理由ノ一ツニナツテ居リマス、朝鮮鐵道所屬ノ分ニ付キマシテハ、更ニ又之ニ依テ會社ノ得タル資金ヲ、他ノ豫定線迄延長セシメル財源ニ當テシメタイト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス、唯此處ノ全北鐵道ト云フ短イ線ヲ買收致スコトニナツテ居リマス、是ハ御尋ネノ中ノ最モ利益アル線デハナイカト云フソレニ該當スルモノト考ヘマスガ、是ハ其線ノ經過致シテ居リマス所ニ萬頃江ト云フ川ガゴザイマス、此ハ河川ノ改修ヲ致シツツ計畫サレテ居ルノデアリマシテ、大正十七年後ニハ否デモ應デモ此鐵橋ノ河川ノ改修ニ波及スルノデアリマス、是ハ會社側カラ云ヒマスルト云フト、買收ヲシテ貰ハナイ方ガ宜イノデアアルカ知レマセヌガ、朝鮮總督府ト致シマテハ、急イデ之ヲ買收シナケレバナラヌ順序ニ相成ツテ居ルノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ第二ハ江原道ノ交通状態ハ洵ニ不

便デアアル、是ハ御尋ネノ通りデアリマス、京城カラ江原道廳所在地タル春川ノ間ニハ、從前私設鐵道敷設ノ願ガアリマシテ、之ニ特許ヲ與ヘテ居リマシタノデアリマスルガ、頗ル敷設ニ多額ノ經費ヲ要スルニ拘ラズ、採算ノ見込ガ立タナイ故デアリマス、遂ニ敷設ヲ致シマセヌノデ、免許ハ失効致シタヤウナ状態ニナツテ居リマス、此間ハ餘リ經濟上カラ見マスルト有利ナ線ニナツテ居リマセヌノデ、現在アリマサヤウニ、乗合自動車ノ營業ニ依テ此交通ヲ爲スト云フコトヲ當分忍バナケレバナラヌカト考ヘマス、此間ノ道路ニ付キマシテハ、道路ノ低下致シテ居リマスル所ガ屢水ニ侵サレルト云フヤウナコトデアリマス、道路ノ改修ヲ致スコトニナリマシテ、低イ部分ハ高イ所ヲ低下スルヤウナ計畫ニ相成ツテ居リマス、是ハ折角進行中ト考ヘテ居リマス、唯此橋ニ付キマシテハ、只今ノ所架橋ノ計畫モ立ツテ居リマセヌ、是ハ早晩必ズ橋ヲ架ケナケレバナリマセヌガ、全線ヲ通ジテ見ルト、彼所ニモ此所ニモ相當ノ橋ヲ架ケナケレバナラヌ、所ガアリマスルノデ、其權衡等モアリマスルシ、サリト一度ニ多額ノ費用ヲ投ズル譯ニモ參ラヌト云フヤウナ次第デ、遺憾ナガラ只今ノ所マダ橋ヲ架ケルト云フ程度ニ進ンデ居リマセヌ、ソレカラ最後ノ御尋ネノ點ハ一寸線路ヲ御指定ニナリマシタガ、地圖ヲ持タ

ズニ伺ツテ居リマシタノデ聽洩シマシタガ、能ク諒解ヲ致シマセヌカラ、御尋ネニ依テ更ニ御答ヲ致シマス
○本田委員 只今ノ御答辯ニ對シテ重ネテ御尋ネ致シマス、御許シテ願ヒマス、鐵道ニ補助スルト云フ趣意ハ産業發達ノ爲ニ補助スルノデアアルガ故ニ、利益ノ無イ所ニ餘計許スヤウニシテ、利益ノアル所ヲ買收スルヨリハ、補助スル方ニ餘計力ヲ御入レニナツタ宜クハナイカト云フノガ私ノ考デアリマス、總テ民業ニシテモ何ニシテモ損ノ行ク方ガ發達シナイ、仍テ損ノ行ク方カラ先ニ力ヲ入レテオヤリニナルノガ本當デアルト思フ、儲カル方ハ放ツテ置イテモ發達スルガ、手ヲ著ケル人ノ無イ方ニ全力ヲ注グ方ガ利益ト思ヒマス、誰モヤリ人ノ無イ所ヲ政府ガヤラレルノガ、朝鮮開發ノ上ニ利益ト思ヒマス、此點ヲ伺ツタノデアリマス、此利益ノ無イ所ニ鐵道ヲ敷ク爲ニ補助ガ要ルノデアリマス、儲カル所ハ一二年後デモ宜イ、出來ニクイ所ニ全力ヲ注イデ鐵道ヲ敷イテ貰ヘバ國家ノ爲ニナリ、朝鮮開發ノ爲ニナルト云フコトヲ、十分考慮シテ御進ミニナル御考ハナイカト云フノデアリマス、ソレカラ咸北線、滿浦鎮ノ方ヘ行ク——江界ノ方ヘ行ク線ノ計畫ガマダ出來テ居リマセヌガ、斯ウ云フ線ヲ御ヤリニナル考ハナイカト云フノデアリマス、是ハ國防上ニ於テモ、産業開發ノ上ニ於テモ、日本トシテ有利ナ

事ト私ノ觀察デハ思フノデアリマス、故ニ此線ニ付テ將來御計畫ニナツテ御進ミニナル御考ハアルカナイカト云フノデアリマス、江界ノ方カラ滿浦鎮ノ方ヘ通ズル所ガ、土匪デ一番危險ナ所デアリマス、是等モ鐵道ヲ敷クノガ日本ノ國防上、又朝鮮ノ開發上利益デアルト思ヒマス、此點ニ付テ御考ガアルトスレバ、ドウ云フ御見解デアアルカ、ソレヲ伺ヒタイ
○湯淺政府委員 第二ノ御尋ネニ付キマシテハ、過日鐵道局長カラ佐藤君ニ對シテ御答ヲシタヤウナ關係ガアリマスカラ、鐵道局長カラ御答致シマス、前段ノ御尋ネハ非常ニ不利益ナ線ヲ撰ンデ補助ヲスルコトニ致シマスルト——餘リ不利益ナ線デアリマスルト、私設ノ鐵道トシテモ成立致シマセヌト申シマスルノハ「マイナス」ニナツタリスル場合ニハ、既定ノ補助ヲ得マシテモ引合ハスコトニナリマス、ソレガ爲ニ折角許可ヲ受ケタ人モ實行セヌコトト思ヒマス、ソレヲ補助ニ依ラズシテ朝鮮總督府自ラ實行シタラドウカト云フ問題ニナリマス、是モ一面實際ノ要否ヲ見ナケレバナラズ、又一面多額ノ公債ヲ發行致シマスルノデ、之ガ償還計畫ト云フコトモ考ヘナケレバナリマセヌ、大藏ノ査定ヲ受ケルニモ、其點ニ付テハ慎重ニ取調ヲ致シマスルヤウナコトデ、餘リ不經濟ナ線ニナリマスルトソレハ後ニ延バスヨリ外ナイト思ヒマ

ス、ソレト申シマシタ所デ、ソレガ非常ニ國家ニ必要デアッテ、他ノ有利ナル線ヨリモ特別ニ必要デアルト云フコトデアリマスレバ、考ナケレバナルマイト思ヒマスケレドモ、今回撰ビマシタ線路ハ、大體朝鮮ノ現在ニ於テ、最も重要ナ線ト考ヘマシタノデ、京城春川間ノ如キハ後廻シニスルヨリ致方ガナカッタ次第デアリマス

○大村政府委員 只今江界カラ長津ヲ越エテ惠山鎮ノ方面ニ出ル咸鏡南道及ヒ平安北道ノ高原地帯ニ對シテ鐵道ヲ敷ク必要ガ無イカト云フ御尋ネデアリマシタガ、是ハ此間佐藤サンノ御尋ネニ御答ヲ致シマシタヤウニ、出來得ルナラバ今度ノ計畫ニハ加ヘマセヌガ、他日、時ガ來マシタナラバ、茂山方面ノ所謂白頭山下ノ大キナ森林地帯ノ高原、是カラ起ッテ兩江拓林ノ豫定線デアリマシタ其部分ト、及ヒ惠山鎮カラ長津ヲ經テ江界ニ結付ケル此高原地帯デアリマス、鴨綠江ニ併行スル所ノ此線ト併セマシテ此所ガ地勢ガ非常ニ險峻デアリマシテ、長春カラ江界ニ拔ケル所ノ平安北道ト、咸鏡南道トノ山骨ガ最も險峻ナ部分デアリマス、其他ノ部分ト雖モ比較的險峻デアッテ、地形ガ高臺ノ上ヲ通ッテ居リマシテ、谷ガ深イ所モアリマスルシ、普通ノ廣軌ノ鐵道ヲ以テ建設スルニハ、餘程ノ費用ヲ要シマスルシ、又容易ナ事デナイト思ヒマスカラ、今ノ二尺五寸ノ輕便線デ森林鐵道ノヤ

ウナ一部分ヲ架シ、旁其地方ノ開發ニ資スルト云フヤウナ方法デ、此部分ニ鐵道ノ普及ヲ圖ッタ方ガ一番宜イデヤナイカト思フノデアリマス、併シ計畫ニハマダ加ヘテ居リマセヌ、サウスルヨリ外ハ此地方ノ開發ハ面倒デハナイカト思フノデアリマス

○本田委員 大分本問題ハ質疑應答ガシタ、唯最後ニ一應之ハ善意ニ一ツ伺ヒマタイ、此案ヲ決メマス上ニ於テ——私ハ湯淺總監ノ人格者デアアルコトヲ能ク承知シテ居リマス、又大村局長ノ人格ノ有ルコトモ能ク承知シテ居リマス、決シテ疑ヲ持ツ者デハアリマセヌガ、此線路ノ買收問題ニ付テ兎角色々ノ批評ヲ耳ニスルノデアリマス、其耳ニ致シマルニ對シテハ、私共ガ何等關係ノナイ者ガ聽キマス、如何ニモ決定致シマスルニ耳障リニナルノデアリマスルガ、總監及總督府ノ御考ガ、サウ云フヤウナ事柄ガ幾分カ不純ノ動機デモ在ルヤウニ御考ニナッテ居ルノデヤナカラウカト、斯ウ他ガ認メテ居ルノデスナ、其點ニ付テハ今ノ長官ハサウ云フ御人格デナイト思フガ、若シ前アタリニ何カ動機ガ少シデモアルヤウナ氣分ガナカッタラウカ、火ノ無イ所ニ煙ハ立タヌガドウデアアルカ、之ハ參考マデニ私御聽キシテ置キタイト思フ、私ハ決シテ不審ニ思ッテハ居リマセヌ、御信用申シテ居ルケレドモ、併シ手紙ヤ投書ナド

モ參リマス、又聽込ムコトガアリマスノデ、非常ニ決定ニ迷ヒマス爲ニ、一應最後ニ伺ッテ私ノ質問ヲ打切りタイト思フ

○湯淺政府委員 新領土等ニ於キマシテハ、往々ニシテ各種ノ利權ニ付テソレヲ得タイトスル人ガ參ルト云フコトハ、之ハ免レマセヌ、其利權ヲ得ントスル所ノ人ガ、中ニハ何等實行計畫ヲ持タナイデ、サウシテ利權ヲ得テ、ソレヲ轉賣スルト云フヤウナ意圖ヲ持ッテ居ル者ガ參ルコトガアリマス、ソレ等ニ對シテハ之ハ到底許スベキモノデナイト申シマスノハ、サウ云フ人ガ權利ヲ得マス、何時マデモ實行シナイデ、サウシテソレヲ最も有利ニ他ニ讓與シタイト、斯ウ云フコトヲ致シマス爲ニ、實際ニ實行シヤウトスル人ガ、ソレガ爲ニ防ゲラレル、開發ガ遅レルト云フコトガ起ッテ參ルノデアリマス、獨リ朝鮮ニ限ッタコトデハアリマセヌ、北海道ニ於キマシテモ、樺太ニ於キマシテモ、臺灣ニ於キマシテモ、サウ云フ場合ガアル、ソコデ自然各種ノ出願ニ對シテハ慎重ニ許否ヲ考ヘルト云フコトニナリマスシ、又往々ニシテ不許可ニスルト云フコトモ少クナイノデアリマス、又許可ヲシタモノニシマシテモ、豫定ノ計畫ヲ實行シナイ者ニ對シテハ許可ヲ取消スト云フヤウナコトガ段々致シテ居リマス、國有未墾地ノ配分ニ致シテモ、或ハ山林ノ配分ニ致シテモ、仕事ヲ

實行シナイ爲ニ取消サレタル者ガ其數少ナシトセヌノデアリマス、所ガソレ等ノ人カラ見マス、一方ニ於テハ相當ノ資力ヲ有シテ居ル所ノ者ガ、色々ノ利益ノ有ル事業ニ付テ許可ヲ受ケルト云フコトニ對シテ、吾々ニハ容易ニ許シテ呉レナイガ、資産ノ有ル者ニ對シテハ許ス、斯ウ云フヤウナコトカラ一種ノ嫉妬ヲ起スト云フコトハ、之ハ人情免レヌコトデアルト思フ、隨テソレ等ノ人カラ公正ナル政治ヲ致シテ居リマシテモ、幾多ノ誤解非難ヲ受ケルト云フコトハ免レ難イノデアリマス、是等ガ幾多ノ問題ヲ惹起スノデハナイカト、斯様ニ私ハ考ヘテ居リマス、私共ノ見タ所デハ朝鮮ノ統治ニ付キマシテハ、現總督ハ古稀ニ達スル高齡デ、蹇々匪躬ノ誠ヲ捧ゲテ統治ノ衝ニ當ッテ居ルト考ヘテ居リマス、之ヲ助ケル私共モ無論至誠國ノ爲ニ盡スト云フ考ヲ以テ致シテ居ル積リデアリマス、色々世間デハ何ヤラ問題ヲ起サレマスルガ、不純ナル動機ヲ以テ偏頗ナ仕事ヲサレテ居ルトハ思ヒマセヌ、私ノ見タ所デハサマデ世間ノ批評ヲスルノガ正當デアルトハ考ヘマセヌ、往々ニシテアア云フ所ニハ色々ナ人ガ居リマシテ、政治季節等ニナリマス、官廳ノ下級官吏等ノ動作ヲ色々注意シタリシテ居リマシテ、アレモ臭ヒノデヤナイカ、是モ臭ヒノデヤナイカト云フノデ、色々ノ流言蜚語ヲ放チ、或ハ所謂賣込ト稱ス

ルモノガアリマシテ、方々ニ投書スル

ルカト云フコトヲ伺ヒタイ

中ノドノ線デモ宜イ、ドウ云フ方法デ

ト思ッテ居ル、何モ死屍ニ鞭ツ必要ハナ

ト云フヤウナコトハ之ハ少ナクナイノ

○大村政府委員 御尋ネノ江原道ノ今

モ宜イカラ、江原道ノ中ニ線ヲ引入レ

イ、ソレニ對シテ賣込ガ來ルカラ一々

デアリマス、私共モ議員トシテヤッテ居

度出來マス海岸線ノ所謂橫斷線ト申シ

テ戴クコトガ、江原道ノ發達ニナリハ

信用スル譯ニハ參ラヌト云フヤウナコ

リマス時分ニ、サウ云フヤウナ投書ハ

マスノハ、私共ノ調査——經濟調査、總

セヌカト云フコトヲ私ハ考ヘタ爲ニ、

トハ、ドウモ私ハ承知出來ナイ、貴方ハ

何時モ受ケタケレドモ、悉クソレヲ信

テノ調査致シタモノハ約三本アリマ

成ベク速ニ一ツ御計畫ヲ願ヒタイ、是

宿錢ナリヲ掛ケテ上京シタ人、及ビ電

ズル譯ニハ參ラナイノデ、自分ノ判斷

ス、先程仰セニナリマシタ此京城カラ

ハ私ガ江原道ヲ一箇月モ以上モ視察シ

信ナリ手紙ナリ發シテ朝鮮問題デ奔走

デ取捨ヲ致シテ參ッタヤウナ次第デア

テ五里津ニ出ル線ガ比較的橫斷線ノ中

テ大困難ヲシテ其體験ヲ得タノデアリ

シテ居ル人ヲ悉ク皆疑ノ眼ヲ以テ御覽

リマス、投書ハ段々アリマセウト思ヒ

マス、ソレガ事實デアル場合

マス、ソコデ海岸線ヲ望シテ居リマシ

ニナル御方針デアルカ、ソレヲ一ツ承

ハ少ナイノデアリマス、若シ何カ非常

デハ地勢上カラ申スト容易デアル、其

常ニ満足致シマシタガ、此場合ニ江原

道ノ中ニ一線入レテ戴クコトヲ特ニ一

ニ疑ノ有ルヤウナコトガアリマシタナ

出ル、是ハ高サ六十米突ノ峠ヲ超エテ

ツ希望ヲ申上ゲル次第デアリマスカ

ラ、ドウゾ御探擇ニナルヤウニ御願シ

ラバ、御尋ネニ依リマシテ私ハ如何様ナ

非常ニ困難ナ工事デアリマシテ、ソレ

テ置キマス

○中野委員 私ハ本田義成君ノ、今ノ

コトデモ、十分ニ説明ヲ致ス積リデ居

デ私共局ニ當ッテ居ル者ノ調査致シマ

シテ置キマス

○湯淺政府委員 私ハ前ノ下岡君ガ朝

リマス、但シ私モ就任後一年二箇月、未

シタ結果デハ、今後此橫斷線ヲ造ルト

スレバ、京城カラ春川ヲ經テ五里津ニ

鮮統治ニ心血ヲ注イデ施政ニ努力セラ

ダ朝鮮ノ各般ノ行政、既往現在將來ニ

至ル線ガ一番可能性ガ多イダラウト思

時代ニ何カ此計畫ニ對シテ不純ナコト

ガ今日努メテ居リマスコトハ、下岡前

互リ總テノ事ヲ皆御答シ得ルトハ限リ

マセヌ、始メテ伺ッタヤウナ事實ニ付キ

ガアッタノデハナイカト云フヤウナ御

總監ノ苦心計畫セラレタ產米増殖計畫

マシテハ、取調ベマセヌケレバ速答ノ

朝鮮ノ鐵道網ノ上ニモウ一ツ線ガ加ハ

尋ネニ對シテ、湯淺總監ハ努メテ公平

等ヲ踏襲シテ參ッテ居ルノデアリマス、

出來ナイヤウナコトハ、ソレハゴザイ

マスガ、橫斷線ノ中デハソレガ地勢上

始マルト賣込ト云フモノガ來テ、サウ

而シテ本田君ノ御尋ネニ對シテハ私ハ

マス、大體私ハ朝鮮ノ統治ハ最モ公正

比較の輕便デアリマス、其外ハ非常ニ

シテ一々其言フ所ヲ本氣ニスル譯ニハ

朝鮮總督府ノ施政ニ暗イ影ハナイ、斯

ニ行ハレテ居ルト斯様ニ信ジテ居リマ

困難デアリマスカラ、今朝鮮鐵道會社

行カスト云フ仰セデアリマスガ、サウ

様ニ御答ヲシテ居ルノデアリマス、是

ス

デヤッテオイデナサル線ガ江原道ニ幾

スルト朝鮮カラ遙々上京シテ來タ人ナ

ハ過去ヨリ現在ニ互ッテノ事ヲ私ハ御

○本田委員 鐵道局長ニモウ一應伺ヒ

ツモ入ッテ居リマス、其殆ド終端ヲ繼グ

リヲ寄越シタモノヲ、悉ク貴方ハ疑ノ

ニ御答シテ居ルノデアリマスカテ、御

マス、只今江原道ノ橫斷線ノ鐵道ハ非

所謂朝鮮デ從斷線ト言ッテ居リマス、サ

答メヲ受ケル答ハナイト思ヒマス、ソ

レカラ賣込云々ト云フコトハ余計ナ事

常ニ不利益デアッテ、政府デハ困難ノヤ

ウ云フ線ガ實現スル時モ亦此次ノ問題

眼ヲ以テ見ラルルノデアルカ、ソコヲ

答シテ居ルノデ、暗イ影ハナイト斯様

ウニ思召サレマスルガ、今度海岸線ガ

トシテ起ルノダラウト思ッテ居ルノデ

ガ、前ノ總監時代ニ或ハ何カ不純ナ動

ヲ申シタカモ知レマセヌガ、本田君ノ

出來ル以上ハ、江界ヤ江陵アタリト連

アリマス、併ナガラ是等ノ線ハ比較的

機ガアッタデハナイカト云フ本田君ノ

御尋ネニ何カ知ラン色キノ風評ガアル

絡ヲ取リマシテヤリマシタナラバ、收

ノ年月ガ掛ルコトダト思ッテ居リマ

ス

ガ、其原因ハ何處ニ在ルダラウカ、サウ

支償フダラト思フノデアリマスルガ、

ノ年

御言葉ニ對シテハ私ハ別ニ考ガアル、

御尋ネニ何カ知ラン色キノ風評ガアル

就キマシテハ政府ハ此江原道ノ開發ノ

爲ニ一歩進メテ計畫シテ速通スル御意

思デヤッテ戴キタイト思フガ、ドウデア

ス

思デヤッテ戴キタイト思フガ、ドウデア

○本田委員 洵ニ意ヲ得マシタガ、其

私ハ下岡氏ハ絶對信任出來ル人デア

ス

云フ暗イ事ガ全クナイト云フガ、火ノ無イ所ニ煙ガ立タナイデハナイカ、斯様ナ御言葉ガアリマシタカラ、其原因ハ斯ノ如キモノデハナカラウカ、私自身ノ經驗ニ依テモ、往々ニシテ政治季節ニハ色ミナ難輩ガ賣込ヲスルコトガアル、ソレデソレヲ悉ク信ズル譯ニハ行カナイ、斯様ニ私ハ申シタダケノ話デアリマス、是ハ私ノ想像デアリマス、想像ト云フノハ本田君ノ御尋ネガ火ノ無イ所ニ煙ガ立タナイトスレバ、何カ在ルノカ、左様ニハ信ジナイカト云フ御話デアリマスカラ、私ハ左様ニハ信ジナイ、併ナガラ往々ニシテ世ノ中ニハ誤解ヲスル人ガアル、又誤解カラシテ色ミノ流言蜚語ヲ作り出ス人モアル、若シ疑ガアレバ御尋ネヲ願ヒタイガ、私ハ左様ニハ認メナイ、不純ナ事ガアルトハ認メナイ、斯様ニ御答ヲシタ譯デアリマスカラ、故人下岡君ニ對シテモ私が少シモ不純ナ事ガ無カッタト云フ御答ヲシテ居ルノデアリマスカラ、御答メヲ受ケル筈ハナイ、斯様ニ私ハ信ジテ居リマス、ソレデドウゾ御諒承ヲ願ヒマス

○中野委員 先程ノ御言葉ノ中ニ新領土ニハ——單リ朝鮮ニ止マラズ、各植民地共利權ヲ得ントシテ居ル、ソレガ自分ノ思フ通りニ行カスト、總督府ノ惡口ヲ云フ者ガアルト云フ御話ガアツタガ、ソレハ誰デスカ、其名前ヲ云ッテ貰ヒタイ

○湯淺政府委員 事實ハ確ニアリマスガ、左様ナコトヲ斯様ナ席デ御答ヲスベキモノトハ考ヘマセヌカラ、ソレダケハ折角ノ御要求ニ應ジ兼ねマス

○中野委員 私ハモウ一ツ申上ゲテ置キマス、是ハ京城日報ノ詔書偽造事件デアアル、京城日報ハ總督府ノ施政方針ヲ助ケテ居ル言論機關ト聞キマス、然ルニ新帝御踐祚ノ初ニ當リ、新帝ノ發セラレタ詔ト異ッタ文句ノ詔書ガ、是レ新帝ノ詔ナリトシテ京城日報ニ掲ゲラレマシタ、其事實ヲ湯淺總監ハ御認メニナリマスカ如何、之ヲ一ツ……

○湯淺政府委員 只今御尋ネノヤウナ事實ノ發生致シマシタコトニ對シテ、私ハ之ヲ非常ニ悲シムモノデアリマス、而シテ此事ニ付キマシテハ豫算委員會ニ於キマシテ或ル方ヨリ御尋ネガゴザイマシテ、詳細其經緯顛末ヲ御答シテ居リマス通りデゴザイマス

○中野委員 是ハ吾ミガ今日生キテ居ル者ハ偏ニ日本帝國ノ盛ニナルコトヲ欲スルヨリ外ハナイ、外ニ何等ノ目的ガナイ、然ルニ湯淺總監ハ曾テ山本内閣ノ時代ニ禁裡守護ノ大官タル所ノ警視總監ノ任ニ在リ、虎ノ門外ニ於テ有以以來見ザル所ノ大逆者ヲ出シ、今亦朝鮮新附ノ民ガ注意シテ居ル所ノ京城日報ニ於テ、新帝御踐祚ノ初メニ於テ偽造詔書ヲ發表シテモ、尙且之ヲ嚴重ニ處分スルコトガ出來ヌト云フコトハ、洵ニ私ハ殘念ニ思フ、吾ミハ此帝國ヲ

盛ニスルヨリ外ニ何等ノ目的ガナイ、勤王ト云ヘバ長州、長州ト云ヘバ直チニ勤王ト云フコトヲ吾ミハ想像スル、然ルニ長州出身ノ湯淺倉平氏ノ警視總監時代ニ、長州ヨリ大逆人ヲ出シ、今亦長州出身ノ湯淺倉平氏ガ總監ノ印綬ヲ帶ビテ、ソレデ新附ノ統治ニ當リ、又詔書ヲ偽造スル者ヲ自分ノ政治ヲ擁護スル其下カラ出シタト云フコトハ、洵ニ私ハ殘念ニ思ヒマス、之ニ對スル貴方ノ責任觀念ハ如何、之ヲ御尋ネスル

○湯淺政府委員 私ハ洵ニ御尋ネノ通り、先年警視總監在官ノ砌ニ、申譯ノナイ事件ノ發生ヲ致シマシタ、ソレガ爲ニ、私ハ懲戒免官ノ御沙汰ニ接シタノデアリマス、其後聖恩海嶽モ管ナラズ、恩赦ノ御沙汰ニ會ヒマシテ、再ビ聖代ニ誕生ノ運命ニ會ヒマシタ、更ニ唯今デハ朝鮮總督府ノ政務總監ノ地位ヲ辱シメテ居ル次第デアリマス、此事ニ付キマシテハ、是ハ前議會、前々議會ニ於キマシテ、議會デ質問等ガゴザイマシテ、當時總理大臣ヨリ答辯ノアリマシタヤウナ次第デ、其事ハ御承知ノ事ト存ジマス、ソレカラ唯今御尋ネノ京城日報ノコトニ付キマシテモ、是ハ私ハ甚ダ悲シムベキ事柄デアアル、斯様ニ申シテ居ルノデアリマス、而シテ唯今ノ御尋ネニハ、如何ニモソレヲ總督府ガ等閑ニ附シテ居ルカノ如キ御言葉ガゴザイマシタガ、左様ナ次第デハゴザイマセヌ、之ニ對シマシテハ、行政處分ト

シテハ新聞ノ發賣ヲ差止メ、司法處分トシテハ其責任者等ハソレノ司法處分ヲ受ケルコトニナッテ居リマス、殊ニ其中ノ編輯ノ衝ニ當リマシタ者ハ、第一審ニハキマシテ三ヶ月ノ體刑ノ宣告ヲ受ケテ居ルヤウナ次第デアリマス、決シテ之ヲ等閑ニ附シテ居ルト云フヤウナ譯デハゴザイマセヌ、其點ハドウゾ然ルベク御諒承ヲ願ヒタイ

○中野委員 私ハ新聞ガ斯ノ如キ大ソレタ事ヲスルト云フノハ、畢竟朝鮮總督府ガ新聞ニ對スル公平ノ取扱ヲシナイ爲ダト思フ、如何ナル事ヲヤッテモ、俺ハ總督府ノ機關新聞デアアルカラ、此位ノコトハ大目ニ見ルダラウト、詰リ習慣性ニナッテ居ルト思フ、ドウカ新聞ニ對スル取扱ハ一視同仁ノ考ヲ以テヤツテ戴キタイト思フ、一視同仁ノ考デヤツテ居ラレルトハ思ヒマスクレドモ、今一層言論機關ニ對スル御取扱ヲ一視同仁ニナサレルカ否ヤ、此貴方ノ御覺悟ヲ承ッテ置キタイ

○湯淺政府委員 新聞ノ取締ニ付キマシテハ、今日マデモ公平ニ致シテ居ル積リデアリマス、無論今後モ同様公平ニ致ス積リデ居リマス、サレバコソ御尋ネノ事件ニ附キマシテモ、直チニ刑事訴追ニ致シタト云フヤウナ次第デアリマス

○中野委員 私ハ取締ト云フコトト處罰ト云フコトトハ別ニ考ヘテ居ル、取締ガ不完全ナ爲ニ間違ガ生ズルノデアラ

ウト思フ、是ハ湯淺サンモ法律家デア
ルカラ、中野アタリノヘボ論ヨリモヨ
リ以上ニ分ッテ居ル、取締ガ寛デアッ
カラ詰ラヌ事件ガ生シタ、ソレヲ處罰
シタカラソレデ宜シイト云フヤウナコ
トデハナイカヌト思フ、此議論ハ私ハ
スル考デナカッタケレドモ、本田義成サ
ンノ御尋ネノ、今ノ總監ハ公平ダケレ
ドモ、前ノ總監時代ニ暗イ影ガアッ
カドウカト云フ御問ヒニ對シテ、如何
ニモ直截簡明ヲ缺イテ居ッタノデ、私ハ
此議論ヲ敢テシタ次第デ、ドウカ役人
ハ鯁直無私、斯ウ云フ立場デ、死ンダ下
岡忠治氏ノ如キ人格ヲ以テ臨ンデ貫ッ
タナラバ、今日ノ事業公債案ナドハ、八
回モ延ビル譯ハナカッタト私ハ思フ、是
ハ議論ニ互リマスケレドモ、何卒帝國
ノ隆盛ヲ期スル上ニ、湯淺サンモ一層
鯁直無私ノ御考ヲ以テ局ニ當ッテ戴キ
タイ、私ハ本田君ノ質問ガ偶々私ヲシ
テコンナ事ヲ言ハシメタヤウナ都合ニ
ナッテ居ル、或ハ討議ニ於テドウ云フ意
見ヲ吐クカ知レマセスケレドモ、私ノ
質問ハモウ少シアリマスガ、是デ以テ
私ハ止メマス

○本田委員 議事進行ニ付テ——本案
ハ質問ハ是ニテ打切りタイト思ヒマス、
此動議ヲ提出致シマス、二三日休ンデ
サウシテ討論ニ入りタイト思ヒマス
○牧山委員長 私ノ考トシテモ各派ノ
御了解ヲ得テ大體今日ハサウ云フコト
ニ致シテ置キタイト思ッテ居ル譯デア

リマス、尙材料ノ御要求ガアリマシタ
ガ、是ハ何レ政府カラ提出サレルコト
デアラウト思ヒマスノト、又黨議決定
ノ期間ガ何レ二三日置カナケレバナラ
ヌト思ヒマスカラ是ハ賛否ヲ決スルニ
必要ト思ヒマス、尙ホ餘ノ御質問ハ先
例モアリマスカラ、其時ニ讓ッテ、大體
是デ終了致シタイト思ヒマス、——極
メテ簡單デアリマスガ私此席カラ二三
點伺ッテ置キタイト思ヒマス、先ヅ築港
ノ問題デアリマス、鎮南浦ノ築港ハ既
ニ相當ノ金ヲ計上シテ居ルガ、豫定ノ
通りニ完成シテ居ラヌノ今後平元鐵
道ヲ大分急速ニヤルヤウナコトニナル
ノデアリマス、サウスルト是ハ裏日本
ヨリ朝鮮ヲ橫斷シテ、中部支那ト結ブ
極メテ重要ナ港トナルノデアリマス
ガ、此鎮南浦築港ノ完成ニ付テハドウ
云フ御考ガアリマスガ、其次ニハ仁川
ノ築港、是モ閘門式ノ築港ガ出來上ッ
居リマスガ今日ノ海運ノ關係カラ見マ
スルト非常ニ狭小ノモノニナッテ居
ッテ、擴張ヲ要望サレテ居リマスガ、之
對スル御考ハドウデアアルカ、ソレカラ
群山ノ築港ハ既ニ吾々豫算ノ協賛ヲ與
ヘタノデアアルガ、是モ豫定ノ通り進行
シテ居リマスガ、又年度ヲ繰上ゲテ速
成サレルト云フ御考ハアリマセヌカ、
是ハ年々百萬圓以上ノモノヲ出シテ居
ル港デアリマスカラ、之ヲ御尋ネ致シマ
ス、ソレカラ朝鮮ノ縱貫鐵道デアリマ
スガ、京釜線、京義線共毎年兩期ニナリ

マスト必ズ何日カノ交通ガ杜絶スル、
此朝鮮ノ縱貫鐵道ハ、西伯利ヲ經テ歐
羅巴ニ通ズル重要線デアリマス、其意
味カラ申シマシテモ、年々兩期ニ幾日
カ交通ガ杜絶スルト云フコトハ、國ノ
面目上カラモ面白クナイト思ヒマス、
昨年ノ如キハ列國ノ使臣ガ非常ニ急イ
ダ公用ヲ持チナガラモ、汽車不通ノ爲
ニ豫定ノ旅行ヲ續ケルコトガ出來ナカ
ツタト云フコトモアッタ、此改良ニ付テ
何カ御成案ガアリマスガ、次ニハ大邱
ト全羅北道ノ南原間ノ鐵道、是ハ大邱
ノ市民並沿道ノ人々ガ期成會ヲ組織
シテ熱望シテ居ルヤウデアリマス、總
督府トシテハ此點ニ付テ御調査ニナッ
タコトガアリマスガ、又此線ノ價值如
何ト云フコトニ付テ伺ヒタイト思ヒマ
ス、尙ホ將來此鐵道敷設ニ付テドウ云
フ御考デアリマスガ、之ヲ伺ッテ置キマ
ス、次ハ朝鮮ノ金剛山ノ問題、是モ天下
ノ絶勝デアッテ、毎年少カラヌ人ガ見物
ニ參ル、内地人モ參ルシ、東洋ニ來テ居
ル外國人モ必ズ此處ニ遊ブ、此世界ノ
名山ニ對シテマダ何等ノ設備モ加ヘテ
ナイノデアリマス、内地ニ於キマシテ
ハ國立公園ノ建議ガ毎年澤山出テ居リ
マスガ、將來之ヲ國立公園トシテ設備
ヲセラレル御考ハアリマスマイカ、此
點ヲ伺ヒマス、尙ホ政府デハ朝鮮ニ於
ケル木材輸入關稅特例廢止ニ關スル法
律案ヲ既ニ議會ニ御提出ニナッテ居リ
マス、政府案デアリマスカラ日程ニ早

ク上セラレル譯デアリマス、是ハ御提
出後日程ニ上セルコトヲマダ躊躇サレ
テ居ルヤウデアリマスガ、此法案ノ提
出ニ付テハ政府部内ニ於テモ未ダ廟議
ノ御決定ヲ見ナイ爲ニ、サウ云フコト
ニナッテ居ルサウデス、此問題ニ關シテ
ハ賛否兩論アルヤウデアリマス、朝鮮
側ニ於テハ是非此稅ヲ廢止シテ貫ヒタ
イト云フ希望ガアリマスガ、對岸ノ安
東縣及其地方デハ是ガ廢止ニナル結
果、安東縣ナドハ衰微シテシマフト云
フヤウナ悲觀論ヲ致シテ居ル人モア
リ、議員ノ間ニモ兩論アルヤウデアリ
マス、之ニ對スル總督府ノ御方針ヲ卒
直ニ伺ッテ置キタイト思ヒマス
○湯淺政府委員 鎮南浦築港ノコトニ
付キマシテハ、前年度ニ於キマシテ繼
續費トシテ御協賛ヲ受ケテ居リマス、
只今ノ所デハ其計畫を進ムコトニナッ
テ居リマス、目下ノ所デハマダ功程ガ
多ク進ンデ居リマセヌ、ソレカラ群山
モ矢張同時ニ計畫セラレマシタガ、是
モ餘リ進ンデハ居リマセヌ、ト申シマ
スモノハ年度割ノ金額ガ至ッテ僅カデ
アリマスノデ、目立ッ程ノ功程ノ進捗
ヲ見ナイノデアリマス、年度ノ繰上ト
云フコトハ、群山ニ限ラズ清津ノ如キ
モ年度繰上ノ陳情等ガ出テ居リマス
ガ、是ハ何様昨年御協賛ヲ受ケタバカ
リデアリマスシ、財政狀態モ餘リ裕カ
デアリマセヌ爲ニ、只今ノ所デハ先ヅ
既定ノ方針を進ムノ外ハ致方ナイト考

ヘテ居リマス、ソレカラ仁川ノ港モ御尋
ネノ通り誠ニ小規模ノモノデアリマス
ノデ、將來ハ之ニ付テ何等カ考ヘナケ
レバナラヌト思ッテ居リマスガ、最近ノ
財政状態デハ、マダ之ニ著手致シマス
コトガ頗ル困難ト考ヘテ居リマス、大
體只今繼續費デ計畫シテ居リマス事業
ガ一段片ガ付キマス、財政上其分ノ
餘裕ガ幾分出テ参リマスカラ、漸ク以
テ既設ノ港灣ノ改良等ヲ考ヘタイト存
ジテ居リマス、ソレカラ大邱南原間ノ
鐵道ノコトニ付キマシテハ、鐵道局長
カラ御答シタ方ガ適當デアラウト考ヘ
マス、ソレカラ天下ノ名山タル金剛山
ノコトニ付キマシテモ、御尋ノ通り總
督府ト致シマシテハ之ニ對シテ手ヲ著
ケテ居リマセヌ、是モ財政ノ力ガ十分
デアリマセヌ爲ニ差向ノ所デハ之ニ對
シテマダ是ト申ス計畫ヲ立テテ居リマ
セヌ、ソレカラ縦貫線ノ水害ノコトニ
付キマシテハ、是ハ御承知ノ通り漢江
洛東江等ノ治水計畫ハ是亦前議會ニ於
テ御協賛ヲ受ケテ居リマスノデ、折角
此工事ノ進行中デアリマス、是等ガ進
行致シマシタナラバ、主ナル河川ノ鐵
道線路ニ及ボス被害ハ或ハ免レマスル
カ、餘程減少サレコトト考ヘマス、ソ
レカラ最後ノ御尋ネニ付キマシテハ
只今ノ所少々都合ガゴザイマスノデ、
何レ上程ニナリマシタナラバ詳シク御
答ヲ致ス積リデ居リマスガ、只今御答
ヲ致シ兼ねル事情ガアリマスコトヲ惡

カラズ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス
○大村政府委員 此大邱カラ南原ニ參
リマス鐵道ヲ調査シタコトガアルカ、
或ハ當局ハドウ云フ考ヲ持ッテ居ルカ
ト云フ御尋ネデアリマスガ、此鐵道バ
カリデゴザイマセヌ、全體ノ鐵道ノ將
來敷キ得ル箇所ノ調査ヲ進メテ來テ居
ルノデアリマス、此大邱カラ南原間百
哩、其工事ハ中々容易デアリマセヌ、此
洛東江ヲ横切ッテ、ソレカラ太甲山脈ヲ
横斷スル爲ニ約二哩位ノ隧道ガアリマ
ス、其他幾多ノ隧道ガアツテ中々難工事
デアリマスガ、是ハ南鮮ノ中央ヲ横斷
スルノデアリマスカラ、漸次鐵道網ガ
擴張サレトキニ其中ニ加ッテ來ルノ
デナイカト思ヒマス、併シマダ何時ド
ウスルト云フ見込ハ付イテ居リマセ
ヌ、ソレカラ尙ホ今御尋ネノ中ニ、朝鮮
ノ鐵道ガ水害ヲ受ケテ、歐亞連絡ノ幹
線ガ時々交通ノ杜絶ヲ來シタコトハ非
常ニ遺憾デアアル、鐵道當局ニ於テハド
ウ云フ御考ヲ持ッテ居ルカト云フコト
デアリマスガ、是ハ今度ノ新規計畫ノ
中ノ改良工事ニモ其幾分ヲ計上シテア
リマスガ、線路ノ保安上、或ハ河川ノ浸
水ノ虞ノアル所、或ハ岩石ノ墜落スル
虞アル所、サウ云フ部分ニ對シマシテ
ハ、一方治水ガ漸次進ンデ行クト共ニ
鐵道自體トシテモ之ヲ上ゲルトカ、或
ハ橋梁ノ幅ノ足りナイ所ヲ長クスルト
カ、其本線ノ被害ヲ免レル爲ニ必要ナ
ル改良工事ハ相當ニヤッテ行ク積リデ

アリマス、京義線モ京釜線モ、其積リデ
アリマス、併ナガラ朝鮮ノ如キ降雨量
ノ期節的分布ノ甚ダ不平均ナ所ニ於
テ、絕對ニ今後線路ノ改良工事ニ依ッ
テ水害ヲ免レルコトガ出來ルカ、斯ウ云
フコトニナリマス、是ハ確ニ請合フ
ト云フコトハイカヌダラウト思フノデ
アリマス、成ベク少クシタイト考ヘテ
居ルノデアリマスガ、併シ朝鮮ノ地勢
ガサウ云フ風ニ置カレテアリマスガ故
ニ、一朝大陸ノ交通線路ノ或物ガ水害
ノ爲ニ一時不通ニ陥ッタシテモ、他ヲ
迂回シテデモ連絡ヲ取ルト云フダケノ
計畫ハ將來付ケナケレバ、大陸ノ交通
上非常ニ不便デアルト云フ見地カラ致
シマシテ、今度ノ新線ノ計畫ヲ致シタ
ノデアリマス
○中野委員 此木材價格表ト云フ參考
資料ハ委員課ノ書記ノ方カラ配付ニナ
リマシタガ、是ハ政府カラ配付ニナッ
タノデスカ
○牧山委員長 昨日デアリマシタカ秋
田寅之介君ヨリ其御要求ガアッタノデ
アリマス、ソレヲ政府ハ秋田君ノミナ
ラズ、全體ノ委員諸君ニ配付サレタヤ
ウデアリマス
○中野委員 朝鮮木材ノ關稅ノ問題ガ
出ナイニ拘ラズ、木材價格表ガ非常ニ
早く、鐵道ガ出來ナイノニ出マシタノ
デ不思議ニ思ヒマシタカラ申上ゲタ次
第デアリマス、ソコデ此朝鮮事業公債
法改正法律案ニ對スル質疑ハ此程度デ

打切り、臺灣事業公債法中改正法律案、
關東州事業公債法中改正法律案、臺灣
官設鐵道用品資金會計法中改正法律案
ヲ議題ニ供シ、其説明ダケヲ願フヤウ
ニシタイト思ヒマス
○牧山委員長 一寸中野君ニ申上ゲマ
スガ、第二回目ニ朝鮮總督府ソレカラ
臺灣總督府及關東州ノ政府委員カラ大
體ノ説明ガアッタノデアリマス、サウシ
テ質疑ハ議案ノ順序ニ依テ今日迄進メ
テ來タノデアリマス、皆サンニ御諮リ
シマスガ、朝鮮ノ方ノ質問ハ是デ大體
打切ルト云フコトニ御異議アリマセヌ
○中馬委員 八回ニ互ッテ朝鮮ニ關ス
ル質問ヲ謹聽致シマシタ、能ク分ッタノ
デアリマスガ、最後ニ私ハ下岡前總監
ノ親友ト致シマシテ、先程本田君ノ質
問ノ御言葉ノ中ニ自分デハ甚ダ穩カナ
ラスト考ヘタ言辭ガアッタ、ソレニ對シ
テ湯淺總監ノ御明答モアリ、更ニ中野
君カラノ御質問ガアツテ、本田君モ之
對シテ御意見ガアッタノデ、略々私ハ本
田君ノ御意思ノアル所ハ認メタノデア
リマスガ、彼ノ速記録ヲ見テ、後ノ質問
應答ヲ聞カヌ者ダト下岡總監ノ人格ヲ
疑ハレルヤウナ節ガナイトモ限ラナ
イ、就キマシテハ本田君ハ前總監ノ人
格ヲ御疑ニナッタ譯デモナイト信ジマ
スシ、此處ニ列席サレル方々ハ左様ナ
コトヲ御考ニナルコトハアルマイト思
フノデアリマスガ、是非一ツ本田君モ

前總監ト云フ言葉ダケヲ御取消ヲ願ヒ
タイ

○本田委員 實ハ私言ヲ考ハナイノ
デス、湯淺君モ人格者デアル、下岡君モ
ヨリ以上人格者デアルト私ハ認メテ居
ル者デアリマス、唯、其言葉ノ中ニ、現
總監ハ私ハ能ク其人格ヲ信用シテ居ル
カラソシナコトハナイト思フガ、其先
キニト云フコトヲ私ガ申シタノハ、前
ノ總監ノ事デハナイノデアリマス、外
ニト云フ意味デ私ハ申シタ積リデアッ
タノデアリマス、ソレデゴザイマスガ
ラ御了承ヲ願ヒタイト思ヒマス、決シ
テ下岡總監ト云フコトヲ——寧ロ私ハ
深ク懇意ナノデアリマス、下岡總監ノ
信用ハ御證明シテ置キマス

○中馬委員 前總監ト云フコトハ、ソ
レハ御話デ分リマシタ、了承ヲ致シマ
シタガ、前總監ト云フ言葉ガアツタカ
ラ……

○本田委員 若シ前總監ト云フ言葉ガ
ゴザイマシタラ御消シヲ私カラ願ッテ
置キマス、私ハ前總監ト云フ意味デ御
話ヲ申シタノデアリマセヌカラ、ドウ
カ其點ハ……

○中馬委員 前總監ト云フ言葉ガアリ
マシタカラ、ソレヲ御取消ヲ願ヘルト
心得テ宜シウゴザイマスカ

○本田委員 宜シウゴザイマス

○牧山委員長 下岡君ノ事デセウ、前
總監ト云フト大分居ラレマスガ、前ノ
總監ト云フノハ全般ノ事デアリマスカ、

下岡君ノ問題ニ關シテデアリマスカ
○本田委員 下岡君ヲ指シタノデアリ
マセヌカラ……

○牧山委員長 只今ノ質問應答デ明瞭
ニナッタト思ヒマスガ、ソレデ中馬君モ
御満足ト思ヒマス

○中馬委員 ソレデ宜ウゴザイマス

○牧山委員長 サウスルト臺灣ニ入リ
マスカ、ドウデスカ

〔「次ニ願ヒマス」ト呼フ者アリ〕
○秋田委員 今日ハ此程度デ御許ヲ願
ヒタウゴザイマス

○牧山委員長 ソレデハ本日ハ是デ散
會致シマシテ、次回ハ公報ヲ以テ御知
ラセヲ致シマスカラ、成ベク御勉強ヲ
願ヒマス

午後四時十二分散會

〔參照〕

私鐵買收豫定表

買收年度見	買收鐵道	區間	公債交付見込額
二年度	朝鮮鐵道會社全南線 全北鐵道會社	松汀里潭陽間二二、七哩 裡里全州間一五、五	三、七〇八千圓 一、〇四二
三年度	朝鮮鐵道會社慶東線	大邱浦項間九二、〇 西岳蔚山	八、七〇八
四年度			
五年度	圖們鐵道會社	會寧潼關鎮間三六、一	四、八二六
六年度	朝鮮鐵道會社慶南線	馬山晉州間四三、五	八、四七六
合計		二〇九、八	二六、七六一

私鐵買收線改良費

朝鮮鐵道會社
全北鐵道會社
圖們鐵道會社
合計
九、〇〇〇、七五二圓
二、一五〇、九六六
四、六〇二、四三九
一五、七五四、一五七

朝鮮私設鐵道未成線期限表

一、工事施行認可線期限

會社名	線名	區間	免許年月日	工事著手期限	工事竣工期限	著手期限ノ延期回数	記事
忠北線	清安陰城	大正	六、八、一八	大正 一五、一二、一	昭和 三、七、一	六	延期申請中
陰城忠州	"	昭和	六、八、一八	二、九、一	" 三、一一、三〇	五	
全南線	潭陽石峴	"	七、七、一三	"	" 二、三、三一		工事中

二、工事施行認可申請書提出期限

朝鮮 會社 鐵道	慶東線		咸南線	咸北線	朝鮮 京南 鐵道 會社	金剛山 電氣 鐵道 會社
	蔚山	蔚山	上通	古茂山		
大正	五、二、一五	五、二、一五	八、六、一二	新站	竹山	炭甘昌道
昭和	二、二一、一	三、一一、一	一五、五、一	古茂山	安城	炭甘昌道
昭和	四、一一、三〇	四、一一、三〇	二、一〇、三一	新站	竹山	炭甘昌道
二	三	二	二、六、三〇	古茂山	安城	炭甘昌道
			五老古土間トシテ申請 セルモノニシテ五老上 通間ハ既ニ竣工セリ	工事中		

朝鮮鐵道會社					會社名
平北線	黃海線	慶北線	慶南線	全南線	線名
孟中里 熙川	信川、猪島及竜塘浦 新院海州、梨木、長淵	醴泉 安東	院村 河東 晉州	全州 石峴 南原	區間
" 八、一〇、一六	" 八、一〇、一〇	" 八、一〇、一三	" " " "	" 大正七、七、一三	免許年月日
昭和 二、六、三〇	大正 一五、一〇、八	" 二、六、三〇	" 昭和 二、六、三〇 三、一二、三一	大正 一五、六、三〇 昭和 二、六、三〇	申請期限
五	信川、猪島 其他 四	九	三 四	三 六	同 上 延 數 期
	一ヶ年延期申請中			一ヶ年延期申請中	記 事

全羅鐵道會社	北鮮鐵道會社	朝鮮京東鐵道會社	圖們鐵道會社	金剛山電氣鐵道會社	朝鮮京南鐵道會社	咸北線	
						咸北線	咸南線
松汀里 法聖浦	羅津 訓戎	水原 驪州	潼關鎮 穩城	昌道 昌道 縣里 末輝里 長淵里	廣川 長湖院 驪州	新站 吉州 合水 惠山鎮	古土、厚州、古邑 及滿浦鎮 新興 漢堡
" 一五、三、三一	" 九、二、二七	" 九、三、三	大正 一二、二一、一六	" " " 昭和一、二、二七	大正 八、九、三〇 " 一四、九、三	" 八、六、一二	" 八、六、一二 九、二、一〇
" 二、九、三〇	" 二、二、二六	昭和 二、三、二	大正 一五、一一、三〇	" " " " 二、八、一〇 三、一二、二六 四、一二、二六 五、一二、二六	昭和 二、六、三〇 " 二、九、二	大正 一五、六、三〇	" 一、二、三一 二、六、一〇
	五	六	二	二	廣川、大川、大川、群山對岸、三	新站、三河口、合水、三 吉州、惠山鎮、三	古土、滿浦鎮、三 長津、古邑、二
"	"	未設立	一ヶ年延期申請中			一ヶ年延期申請中	一ヶ年延期申請中

新規計畫完成後ニ於ケル朝鮮鐵道道別分布豫想表

道別	面積	昭和元年度末	昭和二年度以降開業豫想	計	面積當哩數
京畿道	八三一 ^{方里}	一八五、八 ^哩	六八、〇 ^哩	二五三、八 ^哩	三〇、五 ^哩
忠清北道	四八一	八五、一	三二、〇	一一七、一	二四、三
忠清南道	五二六	一三八、九	六九、〇	二〇七、九	三九、五
全羅北道	五五三	八二、三	五七、〇	一三九、三	二五、二
全羅南道	九〇〇	九四、三	二三七、〇	三三一、三	三六、八
慶尙北道	一、二三一	二〇六、七	一三五、〇	三四一、七	二七、八
慶尙南道	七九八	一四〇、一	七二、〇	二一二、一	二六、六
黃海道	一、〇八五	一四三、一	九〇、〇	二三三、一	二一、五
平安南道	九六八	一三四、〇	一二八、〇	二六二、〇	二七、一
平安北道	一、八四四	一〇六、三	一五一、〇	二五七、三	一四、〇
江原道	一、七〇三	八五、六	二八〇、〇	三六五、六	二一、五
咸鏡南道	二、〇七三	二五一、七	一三四、〇	三八五、七	一八、六
咸鏡北道	一、三一九	一七五、〇	二一九、〇	三九四、〇	二九、九
全鮮	一四、三一二	一、八二八、九	一、六七二、〇	三、五〇〇、九	二四、五

朝鮮鐵道株式會社現在役員 (昭和二年二月)

取締役社長	大川平三郎	監査役	山本悌二郎
副社長	福原俊九		岡田信
"	武和三郎	"	松井民治郎
"	東條正平	"	井上周
"	長谷川太郎吉	"	三宅川百太郎
"	土屋新兵衛	"	室田義文
"	趙鎮泰		
"	山本繁松		

朝鮮事業公債起債法定額改定調

現行法定額	三九三、七〇〇、〇〇〇圓
今回追加額	二五六、八五二、五九〇
内交付公債	(二六、七六〇、七五〇)
現行法定額ニ對スル起債餘力	四六、九〇三、八二六
差引所要額	六〇三、六四八、七六四
實際改定額	六〇三、七〇〇、〇〇〇

朝鮮無煙炭株式會社ニ對スル保留炭田許可條件案

- 一、保留炭田ノ許可ヲ受ケタル會社ハ其ノ設立ノ日ヨリ一年以内ニ事業ニ著手スルコト
- 二、總督府ニ於テ保護助長ノ必要アリト認メタル事業ニ要スル石炭ハ適當ノ割引價格ヲ以テ之ヲ供給スルコト
- 三、總督府ニ於テ朝鮮内ノ燃料供給上必要アリト認ムルトキハ其ノ指定ニ應シ石炭ノ供給ヲ爲スコト
- 四、事業ノ經營方法勞働者ノ待遇其ノ他ニ付總督府ニ於テ重要ト認メ指定シタル事項ハ命ニ應シ之ヲ履行スルコト
- 五、右各項ニ違反シタルトキハ保留區域ニ設定シタル鑛業權ヲ總督府ニ移轉セシムルコトアルヘキコト

大正十五年七月末(一千株以上)

株	一、五〇〇	大	井	上	周	一、〇〇〇	東	鳥	谷	部	末	政
一、〇〇〇	兵	庫	石	橋	爲	助	茨	城	江	幡	新	
一二、五〇〇	朝	鮮	衣	斐	三	郎	東	京	朝	實	業	會
一、二五〇	山	口	林	平	四	郎	香	川	朝	實	業	會
八、七八一	東	京	長	谷	川	太	朝	鮮	朝	實	業	會
四、〇〇〇	靜	岡	濱	松	銀行	廣	朝	鮮	朝	實	業	會
四、一七〇	朝	鮮	迫	間	房	太	香	川	朝	實	業	會
一、〇〇〇	山	口	西	岡	貞	太	朝	鮮	朝	實	業	會
一、〇〇〇	和	歌	西	本	健	次	東	京	朝	實	業	會
五、二五〇	朝	鮮	西	崎	鶴	太	朝	鮮	朝	實	業	會
一〇、〇〇〇	東	京	日本	教育	生命	光	朝	鮮	朝	實	業	會
八、五五五	東	京	日本	徵兵	保險	立	朝	鮮	朝	實	業	會
七、二四〇	東	京	日本	徵兵	保險	義	朝	鮮	朝	實	業	會
六、四〇〇	東	京	日本	不動	產	山	朝	鮮	朝	實	業	會
一、五〇〇	東	京	日本	不動	產	久	朝	鮮	朝	實	業	會
一、五〇〇	東	京	日本	不動	產	龍	朝	鮮	朝	實	業	會
一、五〇〇	東	京	日本	不動	產	一	朝	鮮	朝	實	業	會
一、一三〇	香	川	堀	越	角	次	朝	鮮	朝	實	業	會
一〇五、七〇〇	東	京	東	拓	家	豐	東	京	朝	實	業	會
三、一〇〇	東	京	東	洋	邊	勝	朝	鮮	朝	實	業	會
八、〇四〇	朝	鮮	東	洋	邊	三	朝	鮮	朝	實	業	會
二、〇八五	東	京	東	洋	邊	次	朝	鮮	朝	實	業	會
一、五〇〇	東	京	東	洋	邊	平	朝	鮮	朝	實	業	會

一、〇〇〇	東京	鹿島精一	一、八五〇	香川	草薨昂一
二、五〇〇	山口	貝島合名 代表貝島太市	一、四七五	朝鮮	釘本藤次郎
一七、〇〇〇	樺太	樺太工業 社長大川平三郎	四、五五〇	東京	山下合名 代表山下龜三郎
五、〇五五	朝鮮	吉村鎮雄	二八、〇〇〇	東京	山本悌二郎
七、〇〇〇	東京	田中榮八郎	一、三八〇	熊本	山内榮吉
一、五〇〇	熊本	田村久八	一、一三〇	東京	山中通博
一、五五〇	鳥取	高橋文一	二、五〇〇	朝鮮	山永大三
三〇、〇〇〇	東京	大正生命 專務金光庸夫	三、〇二五	朝鮮	松井民治郎
二、四五〇	東京	大聖合名 代表岩原謙三	一、〇八五	東京	松村精一
一、一〇〇	谷口守雄	谷口守雄	一、〇九〇	朝鮮	松平直平
二、四五〇	武和三郎	武和三郎	一、〇〇〇	朝鮮	松村孝
一、〇〇〇	静岡	土屋新兵衛	一、〇〇〇	朝鮮	赤松照彦
一、四五〇	東京	根津合名 代表根津嘉一郎	三、二五〇	朝鮮	秋元春朝
一、六五〇	福岡	中牟田喜兵衛	六、九〇〇	朝鮮	愛國生命 社長長原邦造
一、〇〇〇	東京	長崎英造	二、〇〇〇	朝鮮	鮎川義介
一、一六五	和歌山	東海拓殖 代表野口巳之助	一、三〇〇	朝鮮	アイエフベ、カ、
二、〇〇〇	東京	鍋島直映	二、八四〇	朝鮮	齊藤久太郎
一、五〇〇	支那	野澤孝次郎	一、三一五	東京	佐藤得四郎
一、〇〇〇	東京	黒板傳作	一、五〇〇	朝鮮	佐藤潤象
二、二五〇	東京	久保覺太郎	一、二〇〇	奈良	佐伯喜一郎
二五、三五〇	朝鮮	久原本店 代表久原房之助	一、二三七	朝鮮	櫻井秀專
一、五〇〇	朝鮮	熊本利平	一、四五〇	香川	讚岐信託 社長鎌田勝太郎
一、〇〇〇	長崎	熊本英一	三、五〇〇	東京	木村久壽彌太郎
六、二一〇	三重	熊澤一衛	一、〇〇〇	東京	北川榮太郎

一、〇〇〇	兵庫	北川龜三郎	三一、〇〇〇	東京	三菱製鐵 取締役三好重道
一、八八〇	香川	増田俊三	三八八五	"	三菱合資 擔當社員岩崎小彌太
一、九八〇	大阪	増本光威	一、五〇〇	"	宮崎政吉
一、三八五	熊本	藤井庄次郎	一、六〇〇	三重	水谷宗次
一、〇〇〇	青森	藤田	三、〇〇〇	滿州	滿鐵 社長安廣伴一郎
一、〇〇〇	大阪	藤田助七	二、一七五	朝鮮	清水佐太郎
一、〇〇〇	山口	藤本政郎	一、六二五	大阪	島德藏
七、二〇〇	東京	藤山雷太	一、九四〇	新潟	澁谷厚重
一二、六三〇	"	福原俊丸	二、一〇〇	東京	澁澤同族會社 社長澁澤敬三
一、九〇〇	"	深江基太	三、二八〇	朝鮮	仁川米豆取引所 社長若松兔三郎
二、二〇〇	山梨	小林	一、五〇〇	東京	仁壽生命 社長下郷寅太郎
一、〇〇〇	東京	小林と	一二、五〇〇	朝鮮	平井喜則
一、二五〇	朝鮮	小山庄三	一、〇〇〇	大阪	平林甚輔
二、五〇〇	東京	小西喜兵衛	一、〇〇〇	東京	森五郎兵衛
二、〇五〇	香川	興業會社 社長鎌田勝太郎	二、七五〇	"	毛利元良
一、〇五〇	東京	中屋合名 代表鶴森龜藏	二、〇〇〇	"	積善社(合資) 代表社員藤田好三郎
九、〇〇〇	"	國生命 取締役朝吹常吉	一、七〇〇	兵庫	靜得社(合資) 代表社員伊藤長次郎
五、〇〇〇	朝鮮	鐵道教養會 戸田直温	三二、六一〇	"	鈴木合名 代表鈴木木よ
一、〇〇〇	"	淺野太三郎	一、〇一五	東京	鈴木木寅彦
一、五〇〇	兵庫	阿部房次郎	一、〇〇〇	"	鈴木木萬郎
一、五〇〇	東京	赤松範一	一一、四四一	朝鮮	末竹春治
二、一五〇	"	三宅川百太郎	三、五〇〇	新潟	兒玉龍太郎
一二、五〇〇	朝鮮	三井合名 社長三井八郎右衛門	三、七五五	東京	國光生命 社長島津忠麿

全北鐵道株式會社第貳拾五回營業報告書

大正拾五年度上半期(自大正拾五年四月壹日
至九月參拾日)

第一株主總會略	第二株主	第三株主	第四官廳	第五商業登記	第六工務概況	第七車輻	第八營業概況	第九會計
---------	------	------	------	--------	--------	------	--------	------

第八營業概況

本期間ニ於ル營業概況ハ客貨トモ相當ノ輸送量ヲ示セルハ旅客ニアリテハ故李王殿下國葬參列者及拜觀者並ニ朝鮮博覽會觀覽者ノ乘車又貨物ニアリテハ外米、粟肥料等ノ移入近時著シク増加シタルト之ニ加フルニ全州專賣支局製造工場擴張ニ伴フ原料葉莢及同生產品ノ輸送増加等其主ナルモノニシテ今之ヲ前年同期ニ比スレバ左ノ如シ

營業項目	本 期	前 年 同 期	增 減
營業日數	一八三・五	一八〇・〇	三日
營業哩程	一五・五	一五・五	—
列車走行哩	三三、一六六・三	三二、七九二・六	三七三・七
旅客人員	二二三、五四二	一八五、八二七	二七、七一五
貨物噸數	三四、六四六・九	三〇、〇八三・五	四、五六三・四
客車收入	七八、三〇一・二九〇	六八、七九六・五一〇	九、五〇四・七八〇

貨車收入	五二、八三〇、八二〇 ^四	四一、二五五、五二〇 ^四	一一、五七五、三〇〇 ^四	
雜收	七九、〇〇〇	九四、〇〇〇	一	一五、〇〇〇 ^四
雜收入	二、八九一、四九〇	二、二九九、八七〇	五九一、六二〇	
合計	一三四、一〇二、六〇〇	一二二、四四五、九〇〇	二一、六五六、七〇〇	
一日平均	七三二、八〇一	六二四、七〇〇	一〇八、一〇一	
一日平均	八、六五一、七八〇	七、二五四、五七〇	一、三九七、二一〇	
一日平均	四七、二七七	四〇、三〇〇	六、九七七	
營業費	一〇二、四五三、三四〇	八四、五三八、七九〇	一七、九一四、五五〇	
一日平均	五五九、八五四	四六九、六六〇	九〇、一九四	
一日平均	六、六〇九、八九〇	五、四五四、一二〇	一、一五五、七七〇	
一日平均	三六、一二〇	三〇、三〇〇	五、八二〇	
營業利益金	三一、六四九、二六〇	二七、九〇七、一一〇	三、七四二、一五〇	

第九會計

大正十五年四月三十日借入金年賦償還ノ殘額五萬壹千百九拾參圓四拾錢ノ內貳萬百九拾參圓四拾錢ヲ償還積立金ヨリ臨時償還セリ

大正拾五年度上半年財産目錄

一、貸借對照表資産ノ部ニ同ジ

大正拾五年度上半年(自大正十五年四月一日至大正十五年九月三十日)貸借對照表

借方(資産)		貸方(負債)	
科目	金額	科目	金額
拂込未済資本金	一五〇、〇〇〇、〇〇〇 ^圓	資本金	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇 ^圓
建設費	五二九、八八〇、四六〇	法定積立金	二〇、六八二、三五〇

貯	藏	品	一四、三八五、一一〇	別	途	積	立	金	四三、〇四八、四〇一	
銀	行	預	金	七五、八三九、六七〇	借	入	金	年賦償還積立金	一、七〇〇、一二〇	
振	替	貯	金	一六七、三四〇	社	員	退	職給與基金	九、〇〇四、〇〇〇	
未	收	金	二、四八七、四九〇	未	拂	配	當	金	五〇八、〇〇〇	
假	拂	金	六、四一三、六四〇	借	入	金			三一、〇〇〇、〇〇〇	
預	リ	證	券	三、八七二、六六〇	身	元	保	證	金	一五、六〇八、一七〇
現		金	一一八、六九一	契	約	保	證	金	五〇一、〇〇〇	
				未	拂	金			二三、九〇三、七九〇	
				前	期	繰	越	金	五、五五九、九七〇	
				當	期	利	益	金	三一、六四九、二六〇	
合	計		七八三、一六五、〇六一	合	計				七八三、一六五、〇六一	

損 益 計 算 書

收 入 ノ 部

一、金七萬八千參百壹圓貳拾九錢

一、金五萬貳千八百參拾圓八拾貳錢

一、金七拾九圓

一、金貳千八百九拾壹圓四拾九錢

客車收入

貨車收入

運輸雜收

雜收入

合 計 金拾參萬四千百貳圓六拾錢

支 出 部

一、金貳萬參千六百五拾八圓參拾錢

保存費

一、金參萬七千八百八圓拾貳錢

汽車費

一、金貳萬貳千五百參拾八圓貳拾四錢

運輸費

一、金參千參百八拾八圓拾壹錢

諸 稅

一、金壹萬四千八百五拾四錢

本社費

一、金壹千七百五拾貳圓參錢

雜 損

合 計 金拾萬貳千四百五拾參圓參拾四錢

差 引 金參萬壹千六百四拾九圓貳拾六錢

利 益 金 處 分

一、金參萬壹千六百四拾九圓貳拾六錢

當期利益金

一、金五千五百五拾九圓九拾七錢

前期繰越金

合 計 金參萬七千貳百九圓貳拾參錢

此 處 分

一、金壹千五百八拾參圓

法定積立金

一、金貳萬貳千五百圓(舊株一株ニ付キ貳圓五拾錢 新株一株ニ付キ壹圓貳拾五錢 年壹割)

株主配當金

一、壹千七百八拾圓六拾貳錢

借入金利子

一、金參千五百圓

借入金年賦償還積立金

一、金參千圓

別途積立金

一、金壹千五百圓

社員退職給與基金

一、金參千五百圓

役員賞與金

一、金壹百九拾五圓六拾壹錢

右之通リ候也

大正十五年九月三十日

右調査ヲ遂ケ其ノ正確ヲ認メ報告候也

株主名簿 大正十五年九月三十日現在

後期繰越金

全北鐵道株式會社

事務取締役 河本國三郎

取締役 山崎增平

同 大澤藤十郎

同 朴基順

監查役 中屋堯駿

同 永原邦彦

同 永原邦彦

株數		計	住所	氏名
舊株數	新株數			
二、九〇〇	二、五七四	五、四七四	京畿	中屋堯駿
五〇〇	六三四	一、一三四	全北	永原邦彦
一	五〇〇	五〇〇	京畿	大熊善吉
一〇〇	二九三	三九三	全北	山崎增平
一〇五	二二〇	三三五	群山	大澤藤十郎
一〇〇	二二六	三二六	全北	朴基順
一五七	一	一五七	"	荻田德太郎
一五〇	一	一五〇	全州	山本松太郎
舊株數	新株數	計	住所	氏名
三六	一一一	一四七	全北	井上工一
一〇〇	一	一〇〇	"	崔錫天
一〇〇	一	一〇〇	"	田坂佐三郎
二〇	一一八	一三八	"	今村一次郎
一一〇	二六	一三六	"	河本國三郎
一〇	一二〇	一三〇	京畿	吉原勇三
七七	三四	一一一	全州	松本福市
一〇	九五	一〇五	京城	嶋谷秀三郎

五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二
				一〇〇
五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇二
群山	京城	全州	京城	全北
中柴	金永	李寬	洪必	朴泰
吉	哲	鎬	求	喆
一〇〇	二〇	二九	四三	五〇
一〇〇	八〇	七一	五七	一
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇
〃	全北	高知	全北	京城
朴俊喆	金和炯	森田チカ	小材亥平	関大植

以下略 合計 一二、〇〇〇株

株主數 二三二(朝鮮地人) 九〇名 一四二名

(△印減ヲ示ス)

鐵道建設及改良費													款
改良			建設費										項
良	改		新	既	繰	既	改	新	既	繰	既	改	區
延	定	定	規	定	延	定	定	規	定	延	定	定	別
増	額	額	追	改	増	改	額	追	改	増	額	額	昭
減			加	定	減	定		加	定	減			和
額			額	額	額	額		額	額	額			二
													年
													度
〇	一、二、四七九、三八	六八、四二八、七三四	一、七四、一四二、三三四	七、七、四二八、九三三	〇	七、七、四二八、九三三	三、五、一、五七、二、六六	三、三〇、〇九一、八四〇	八、九、九〇八、一六〇	〇	八、九、九〇八、一六〇	三、〇、〇〇〇、〇〇〇	昭 和 二 年 度 以 降 總 豫 算
〇	一、八八〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	二、二、四〇〇、〇〇〇	一、三、二、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、三、二、〇〇〇、〇〇〇	一、五、六、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	二、五、〇〇〇、〇〇〇	〇	二、五、〇〇〇、〇〇〇	一、九、〇〇〇、〇〇〇	昭 和 二 年
〇	二、二、〇〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	二、五、〇〇〇、〇〇〇	二、二、八〇〇、〇〇〇	〇	二、二、八〇〇、〇〇〇	一、五、三、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	二、五、〇〇〇、〇〇〇	〇	二、五、〇〇〇、〇〇〇	一、九、〇〇〇、〇〇〇	同 三 年
〇	二、二、〇〇〇、〇〇〇	四、三〇〇、〇〇〇	六、九〇〇、〇〇〇	八、八、〇〇〇、〇〇〇	〇	八、八、〇〇〇、〇〇〇	一、五、七、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一、〇〇〇、〇〇〇	〇	二、一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	同 四 年
〇	二、二、〇〇〇、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇	一、一、〇〇〇、〇〇〇	八、八、〇〇〇、〇〇〇	〇	八、八、〇〇〇、〇〇〇	一、九、九、〇〇〇、〇〇〇	一、四、〇〇〇、〇〇〇	二、一、〇〇〇、〇〇〇	〇	二、一、〇〇〇、〇〇〇	三、五、〇〇〇、〇〇〇	同 五 年
〇	二、二、〇〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	一、二、〇〇〇、〇〇〇	八、八、〇〇〇、〇〇〇	〇	八、八、〇〇〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、六、〇〇〇、〇〇〇	二、一、〇〇〇、〇〇〇	〇	二、一、〇〇〇、〇〇〇	二、七、〇〇〇、〇〇〇	同 六 年
〇	一、八七九、三八	六、八七九、二八	一、六、五〇〇、〇〇〇	六、六、二〇〇、七三	〇	六、六、二〇〇、七三	二、三、一、〇二、七七	二、一、五〇〇、〇〇〇	八、五〇〇、〇〇〇	〇	八、五〇〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇、〇〇〇	同 七 年
〇	〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、七、五〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	〇	六、五〇〇、〇〇〇	二、四、〇〇〇、〇〇〇	二、三、五〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	〇	六、五〇〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇、〇〇〇	同 八 年
〇	〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、七、五〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	〇	六、五〇〇、〇〇〇	二、四、〇〇〇、〇〇〇	二、三、五〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	〇	六、五〇〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇、〇〇〇	同 九 年
〇	〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、八、五九一、八四	五、四〇八、一六〇	〇	五、四〇八、一六〇	二、四、〇〇〇、〇〇〇	二、四、五九一、八四	五、四〇八、一六〇	〇	五、四〇八、一六〇	三、〇、〇〇〇、〇〇〇	同 一 〇 年
〇	〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二、三、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	二、三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	三、〇、〇〇〇、〇〇〇	同 一 一 年
〇	〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二、三、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	二、三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	三、〇、〇〇〇、〇〇〇	同 一 二 年
〇	〇	六、八四九、五六	二、三、一五〇、四九四	〇	〇	〇	二、三、一五〇、四九四	三、〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	三、〇、〇〇〇、〇〇〇	同 一 三 年

平元線建設工事費及開業豫定年割表 (△印ハ減ヲ示ス)

建設工事費

區分	總費額	年										度
		昭和元年度迄支出額	昭和二年度以降支出額	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	
既定額	四六、〇二、三七六 ^四	一、六八四、七三三	四四、三六、六七四	一、〇三九、四〇七	一、九六〇、一七七	一〇、一七八、七〇七	一〇、一七八、七〇七	一〇、一七八、三八四	一〇、八〇三、二九三	〇	〇	〇
繰延増減額	〇	〇	〇	〇	△三、三八、四二五	△三、〇三八、四二五	△三、〇二九、三〇三	△五、四二八、一二二	五、二三三、三七三	五、二三七、一九四	五、二三七、一九四	四、三八三、六九八
改定額	四六、〇二、三七六	一、六八四、七三三	四四、三六、六七四	一、〇三九、四〇七	一、九六〇、一七七	六、八四〇、二八二	七、一四〇、二八二	七、一四七、〇八二	五、三七五、一八〇	五、二三三、三七三	五、二三七、一九四	四、三八三、六九八

開業豫定

總 延 長	年 度											
	昭和元年 度迄開業	昭和二年 度以降開業	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	
一三三、〇哩	〇	西浦 高原間 一三三、〇	西浦 舍人場間 一五、七	舍人場 順川間 一三、七	順川 新倉間 一三、九	新倉 岐倉間 九、六	岐倉 破邑間 二五、九	〇	〇	〇	破邑 城内間 三六、六	

昭和二年二月二十三日印刷

昭和二年二月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社